

令和4年第2回定例会

# 白子町議会会議録

令和4年 6月10日 開会

令和4年 6月17日 閉会

白子町議会

## 令和4年第2回白子町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○表彰式	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会議日程等の議会運営について	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6
○一般質問	9
宗 島 理 仁 君	10
大多和 正 夫 君	16
東海林 東 治 君	26
梅 澤 哲 夫 君	35
大多和 正 之 君	45
大多和 秀 一 君	52
市 川 隆 子 君	63
○追加日程の件	74
○発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	75
○休会の件	77

○散会の宣告	77
--------	----

第 2 号 (6月17日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○事務局職員出席者	80
○開議の宣告	81
○承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	81
○諮問第1号の上程、説明、採決	86
○議案第1号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	87
○報告第1号～報告第4号の上程、説明	101
○閉会の宣告	105
○署名議員	107

## 令和4年第2回白子町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年6月10日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 7 請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 休会の件
- 追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 追加日程第2 発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第2まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 今井滋則君 | 2番  | 大多和正夫君 |
| 3番  | 北田百人君 | 4番  | 梅澤哲夫君  |
| 5番  | 宗島理仁君 | 6番  | 東海林東治君 |
| 7番  | 酒井良信君 | 8番  | 今関勝巳君  |
| 10番 | 板倉正道君 | 11番 | 大多和正之君 |
| 12番 | 齋藤鉄也君 | 13番 | 大多和秀一君 |
| 14番 | 市川隆子君 |     |        |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	齊藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課 主幹	三橋久美子君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食 センター所長	田邊治幸君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	味戸ひろ子	書記	鈴木貴文
書記	芦原潤	書記	上代智也

## ◎表彰式

○議長（酒井良信君） 開会に先立ち、ただいまから千葉県町村議会議長会表彰規程に基づく表彰式の伝達式を行います。

千葉県町村議会議長会より、地方自治に特に功労があった町村議会議員として、今関勝巳君が特別自治功労者表彰を受賞されました。

これより表彰の伝達を行います。

今関勝巳君、演壇の前までお進みください。

（表彰状伝達 拍手）

ここで、受賞された今関勝巳君からの発言の申出があります。これを許します。

8番今関勝巳君。

○8番（今関勝巳君） 高いところから恐縮でございますが、一言、皆様にお礼を申し上げます。

このたび、千葉県町村議会議長会より特別自治功労者表彰の栄を賜りました。これもひとえに、議員各位はもとより、町長をはじめとする町執行部、地域住民の皆様のご支援、ご協力のたまものであると心より感謝を申し上げます。

初当選以来、議員在職18年が経過したところでありますが、私自身、いまだ一議会人として研さんを続ける身でありますので、今回の受賞を契機に、さらなる地域の発展のため精いっぱい努力していこうと心に誓うものであります。

今後とも、議員各位並びに執行部の皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。言葉整いませんがお礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 今関勝巳君、誠におめでとうございました。心よりお祝い申し上げます。

以上で表彰の伝達式を終了いたします。

---

開会 午前10時00分

## ◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和4年第2回白子町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、6番東海林東治君、8番今関勝巳君を指名いたします。

---

◎会議日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤哲也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスの感染者数が徐々に減り、穏やかな日常生活が戻りつつある中、ロシアによるウクライナ侵攻はいまだに終わりません。これ以上の犠牲者が出ないように一日も早い解決を望みます。

また、この影響により全世界で物価が高騰し、生活が大変苦しくなった人も大勢います。少しでも早く平穏な生活が送れますよう、皆様方と力を合わせていきたいと思えます。

さて、石井町長が就任して1年になります。コロナ禍により難しいかじ取りとなっていますが、町と議会が力を合わせて、町民のためにより一層努力してまいりたいと思えます。

また、議員各位につきましては、お忙しい中ご参集をいただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、去る6月3日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報

告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、承認案件 2 件、諮問案件 1 件、条例改正 5 件、計画改正 1 件、補正予算 1 件、報告案件 4 件の計 14 案件であります。また、請願が 2 件あり、一般質問は 7 名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ協議した結果、今定例会の会期は本日 6 月 10 日から 17 日までの 8 日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日 6 月 10 日から 17 日までの 8 日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 6 月 10 日から 17 日までの 8 日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第 4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

---

### ◎行政報告



○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

6月6日、関東地方の梅雨入りが発表され、雨の多いとうつうしい季節を迎えました。議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第2回議会定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

一般質問でもご指摘のあるところですが、本年第1回議会定例会で可決、成立しました課設置条例に基づき4月から企画財政課を設置し、業務を開始したところであります。また、住民課に子育て支援係を設置し、こちらも業務を開始いたしました。今後とも、役場の組織機構の見直しを含む行政改革について、県や他市町村の動向なども参考にしつつ、不断の取組を続けてまいります。

新型コロナにつきましては、全国的にも感染者数の減少傾向が確認されており、ワクチン接種と徹底した感染予防策が功を奏してきたようにも感じられております。しかしながら、新たな変異株の報告なども続いており、その上、治癒後にも長く続く後遺症が感染者とその家庭に深刻な影響を与えるなど、日常生活と社会経済活動の正常化にはいましばらく時間を要するのではないかと考えております。今後とも、町民一人一人が基本的な感染予防に取り組むとともに積極的なワクチン接種につながるよう、周知徹底に努めてまいります。

最後になりますが、今回、第2回定例会におきまして、人権擁護委員の人事案件をはじめ、条例の改正案、補正予算案、専決処分事項の承認などについて上程させていただいております。議員各位におかれましてはよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（酒井良信君） これで町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書ないし日程第7、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書までを一括議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

請願第1号及び請願第2号について、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、請願第1号についてご説明申し上げます。

請願第1号、令和4年5月10日受理。

請願名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博。

紹介議員、宗島理仁。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、私は、全国の子供たち一人一人が、居住している地域や家庭環境に左右されず、平等かつ適切に義務教育を受けられる社会を構築することが、最も重要な国の責務の一つであると思います。

日々、様々なニュースが届きますが、我が国の持続的な成長、発展を支えるのは、未来を託された子供たちであり、その人材育成のための第一歩である義務教育の充実・強化は、白子町にとっても、最重要課題であると認識しております。

よって、本件の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を努めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを添付してありますので、長文ではありませんがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、請願第2号についてご説明申し上げます。

請願第2号、令和4年5月10日受理。

請願名、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博。

紹介議員、宗島理仁。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、教育は我が国の将来・未来を担う子供たちを心身ともに健全に育てるという大切な使命を負っており、本格的な少子化を迎えている現状において、教育の重要性は一段と増しております。

私は、コロナ禍によって経済格差が拡大され、必要な子供たちへ大切な教育機会が失われているという現下の厳しい状況から一日でも早く脱却し、全国の子供たち一人一人に、今までの不足分を補って余りある十分な教育を施してほしいと思いから、本件の「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を努めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを用意してありますので、長文ではありませんがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長(酒井良信君) 日程第8、一般質問を行います。

順次質問を許します。

---

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

町が目指す将来像を示し、その実現に向けて町民と共に取り組んでいくための道しるべとなる白子町第5次総合計画後期基本計画の策定が、今年度本格的に始まったかと思えます。

前回の3月議会での町長の答弁では、令和4年度における後期基本計画策定業務の委託契約について、契約締結後、直ちにトップインタビューを行い、続いて、ワークショップを前半に開催をする、そして並行して、役場内の策定委員会及び作業部会を設置し、課題把握と内容の構成、将来構想及び将来計画に絞り込みを行った後、振興審議会に諮る予定もしていました。策定期間が1年間と短く、かつ3月の上旬までには計画の内容が決まっていなければならない状況の中で、現在までの進捗状況はどのようなものか。また、今後のスケジュールについて伺えればと思えます。

そして、ワークショップにおいても策定の過程に重点を置き、参加者全員が平等に発言し議論できる環境の中で、最適な結論を導き出していかなければならないかと思えます。ワークショップの開催時期、テーマや参加人数、開催の方法、回数について詳細を伺えればと思えます。

さらに、後期基本計画やまちづくりへの関心を高めるため、二、三か月に1回程度、A4用紙1枚程度による計画作成の進捗状況をまとめた定期便を住民向けに発行する予定としていましたが、経過はどのようなものなのか伺います。

続いて、教育環境の整備について伺います。

先日、5月16日に行われました厚生文教常任委員と教育関係者による学校視察と意見交換会では、久しぶりに子供たちのにぎやかな光景を目の当たりにでき、とてもよかったと思っています。また、ICT教育によるタブレット端末を生徒一人一人が使いこなし、学習の補助として活用している姿に感動いたしました。

しかしながら、各小中学校、老朽化に伴う修繕箇所が多々あり、中には修繕に急を要するものもあったのは確かです。白子町に育ち、白子町に住み続けたいと思う人材の育成に迫る取組を推進するためには、その手段である教育環境を整えることが重要かと思えます。小中学校の校舎等の老朽化が進行する中で、多様な変化に対応し得る弾力的な施設環境や、健康的かつ安全な施設環境に整備するなど、望ましい機能を的確に把握し、改善・向上させていくことが求められています。

このようなことから、現在及び将来の子供たちにとってよりよい教育環境を創造する必要があると思います。学校施設は、児童生徒が様々な学習活動を行い一日の大半を過ごす場であり、修繕箇所を常に把握し維持管理を適切に行い、老朽化改修を計画的に実施し、教育環境の整備に努めなければならないかと思いますが、対応はどのようなものなのか伺います。

以上、2点について伺います。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、宗島議員のご質問にお答えします。

白子町第5次総合計画後期基本計画については、4月12日付で株式会社ぎょうせいと業務委託契約を締結しました。委託業務の内容としては、町の現況把握や行動の分析など基本調査、前期基本計画の推進状況の確認及び評価、課題抽出、後期基本計画本編の策定、基本構想の見直しなどがありますが、契約締結後に速やかに準備を進め、既に着手しております。

事務的な業務とは別に、住民参加のワークショップは6月下旬から7月下旬までの間に3回開催する予定であります。その上で、ワークショップでの住民ニーズの把握や課題抽出等結果を踏まえ、役場内の策定委員会及び策定部会で協議・検討を加え、計画案を策定することになります。

また、その計画案を町の振興審議会において検討・協議を進めてまいります。この開催時期についてはおおむね9月、12月、来年2月、3回程度を予定しております。提案が得られた段階で町のホームページに公開し、住民のパブリックコメントを実施する予定であり、時期的には来年1月、2月頃を想定しております。

また、住民への進捗状況お知らせとして定期便しらこのしらべを、昨年度は3回発行しております。今年度も、進捗状況に合わせて3回程度、定期便しらこのしらべを発行する予定です。周知方法は、ひまわりメールでの回覧とホームページへの掲載を行っております。

本件の総合計画後期基本計画につきましては、白子町議会の議決をすべき事件と定められており、第2条の議決事件に定められておりますので、令和5年第1回議会定例会に上程すべく策定を進めてまいります。

続きまして、教育環境の整備についてのご質問にお答えします。

小中学校のトイレの補修や蛍光灯の不備など修繕箇所の把握については、学校保健安全法施行規則第28条により、毎学期1回以上の点検を義務づけられているところです。当町においては、毎月1回安全点検を実施しており、その報告に基づき、学校を定期的に訪問したり

して、故障箇所を把握しております。そして、緊急性を要するもの、特に児童・生徒の安全に係るものには、現場の確認をした上で修理見積りを出し、早急に対応しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。一問一答ですので、後期基本計画から質問させていただきます。

答弁の中にあつたように、株式会社ぎょうせいさんと4月に契約を締結して、業務内容を聞いたんですけれども、その中に、後期基本計画策定に当たり、白子町第5次総合計画や今年度までの前期基本計画についても見直しをしていくと答弁されました。その見直しについてちょっと質問させてもらえればと思います。

目標の達成度合いや重点施策の進捗状況などを踏まえて必要な見直しを行うことは、後期基本計画を実現するため、目標に対してどの程度達成できているかの成果をはかる物差しであり、目標が達成に近づいているかどうかを客観的に確認することができるかと思います。前期基本計画やこれまでの総合計画の見直しや評価の方法、そして事務事業の進捗管理とともに、施策の進捗状況を把握できる仕組み、PDCAサイクルを、今の現状どのようにしていくのか、分かる範囲で教えてもらえればと思います。

そして、この見直しやその評価を、住民や我々議会にどのように周知を行うのか、2点伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、見直しに関する評価についてでございますけれども、現状の基本計画について、体系が非常に多くなっております。こういったものも組替え、集約なども含めて、各課ヒアリング等を実施してまいります。

予定としましては、調査シート等を今月末から7月上旬に作成いたしまして、各課へ配布し、その後シートを回収した後に、業者を含めて我々も入りましてヒアリングを行っていきたいと思います。

その際、評価基準を4段階程度設けさせていただきまして、全くできていないというところから、ほぼ計画どおり達成できたものまで分類をかけていきたいと思っております。

この報告などにつきましては、先ほど町長からも答弁がありました。しらこのしらべというものがございますので、こういった中で回答、結果、そういったものの周知は図ってま

いりたいと考えております。

しらのしらべは、計画全体の進捗状況によって発行時期が決まってくるので、いつと  
いうことがちょっと今はっきり申し上げられませんが、振興審議会の開催等の時期と  
合わせられるように調整は進めたいと、このように考えております。

P D C Aサイクルというようなことのご質問がありましたけれども、今までのこの計画の  
中で、そのチェックという部分が、実際あまりなされていなかったというのは認めざるを得  
ないところがございますので、今後はそういうところを充実させていきたいと。そのために  
はどうしたらいいのかというその仕組みを、業者さんと協議をしながら進めてまいりたいと、  
このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも、今回、体系の組替えとか、大きく組み替えていく中の過程  
も分かりやすく、どういうふうに見直しをされたからこのような結果になったというふう  
に回答は、しらのしらべで住民に周知していくということですが、過程を分かりやす  
く、流れができていられるからこそ、後期基本計画もできているというこの一連のチェックの方  
法も分かりやすくしてもらえればと思います。

もう1点、就業人口の増加についてちょっと質問させてもらえればと思います。

先日、私が商工会青年部の紹介で、町長の挨拶の中に、就業人口の増加、雇用の創出によ  
る定住促進について述べられていました。進学や就職に伴う若年層の人口流出が進む中で、  
働く場の創出、若者の雇用拡大、給与体系や労働条件の改善などの雇用環境の充実を図り、  
移住・定住による労働力の確保への取組が求められているかと思えます。

就業人口を増やしていくためには、新たな雇用機会の確保と地域産業の振興を図るため関  
係機関と連携し企業誘致活動に取り組むこと、企業活動の活発化と労働力人口の増加を図る  
ために町内企業の雇用環境の充実を図ること、キャリア教育の推進により新卒者などの地域  
内就職を促進する等が考えられるかと思えますが、後期基本計画では、就業人口の増加につ  
いてどのような施策を柱としていくのか、考えを伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） この就業人口の増加について、これが一番やはり、当町においては一  
番の大きな問題だと思えます。特に、人口減少がこのような形で今進んできている中におい  
て、やはり就業人口を増やして、それで、最終的にはやはり人口増をどうするか。このトレ



ンドとしてのすごい落ち込みをある程度カバーするような、そういう形には、就業人口の増加が当然、必要になってくるわけでございます。

そのためには、やはり今、企業情報連絡協議会という、いわゆる白子町の企業さんとの連絡協議会等でも申し上げているところでございますけれども、やはり企業拡大をして、それで進めようという方もいらっしゃるわけなんです、ただその中でやっぱり企業情報も、そういう中において、やはり、それだけの人材がなかなか集められないというのも事実なんです。

ですから、今、教育課とかそういうところにもお願いして、もう小さいうちから、小中学生のうちから、やはり地元企業、こういう企業があって、今後、どういう展開をしていくとかそういうことを、もっと明確に出していったらいいんじゃないかということで、実際私自身もある会社に行きまして、あと就業人口を100人ぐらい増やせるような余地はありませんかと言ったら、あると言うんです、実際問題。なぜかと言ったら、ただ人がいないというわけなんです。

ですから、その辺の道なきになっている部分を、どんどんやはりある面では、スタッフとしても、いろんな情報を提供したりいろいろして、その企業さんにある程度進展していただきたいというのが一つでございます。

ですから、今その計画等でも、ふるさとづくりとかいろんな中で、そういう子供、小中学生に対してのそういう地元企業を知らせる、知らしめる、そういう施策を進めておりますので、そういうものから一步一步やっていかないといけないと思います。

それとあと、やはり人材を、企業と町が仮にホームページの中にアクセスした形で、町の中の求人情報とかそういうものもある面では確保するような、そういう方法も考えてどんどん進めていきたいというふうに思っております。

以上です。ちょっとまとまらないんですけども、すみません。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも、企業情報連絡会とかそういう機関も利用しつつ、この白子町の現状、諸課題を把握して、将来を担う人材の育成を含めて、行政としてこの就業人口を増やすというこの大きな目標に向かって、いろんな施策を発信してもらえればと思います。

次に、教育環境の整備について伺えればと思います。

白子町学校施設長寿命化計画を策定されたかと思えます。白子町学校施設長寿命化計画では5年をスパンとして区切って計画していますが、白子中の教室の大規模改修が2020年度か

ら2024年度に予定されており、そしてこの先でも大規模・中規模の改修が次々に予定されています。年間1億円以上のコストを想定していますが、現在の白子町の低コストの動向を考えても、現実的ではないと感じます。

まず、町の行財政運営、学校経営の効率化の観点からしても、また、統合を見据え、4小中学校を維持していく経費、維持管理をどこまでしていくのか、明確に出さなければならないかと思いますが、まずその見解を伺えればと思います。

そして、統合を見据えたときに、この白子町学校施設長寿命化計画との整合性を図っていると思うんですけども、それはどのように図っていくのか、この2つを伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは宗島議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、宗島議員をはじめ、厚生文教常任委員の皆様方には、先日、小中学校、そして学校給食センターのご訪問いただきましてありがとうございます。その中で学校長、そしてセンター長からの運営状況の説明、そして、施設・設備等をご視察いただいて、現状のほうをご理解いただけたというふうに考えています。また、今後とも一層のご指導と、そしてまたご支援を賜りたいというふうに思っております。

現在、この5月27日に小学校の適正配置等検討委員会というものを立ち上げまして、そして将来的な、特に小学校の3小学校の統合、あるいは今後の学校の設置について、どのようにしていくかといったようなところで教育課のほうから諮問して、1年をかけてそれぞれ答申をいただく予定でございます。

長寿化計画の中にもございましたように、今後また白潟小学校、あるいは関小学校、南白亀小学校、それぞれやはり、大規模改修、中規模改修等もございますので、そういうところもよく考えながら、今後また答申をいただいて、その答申によってまた速やかに今後どのような形で学校のほうを進めていくのか、そういったところは話し合っていきたいと思っておりますし、また町長、そして、関係部局ともよく相談しながら進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） これから学校施設の適正配置について話し合っていくということなんですけれども、学校の施設の老朽化はもう本当に進んでいまして、雨漏りとか、教室棟の蛍

光灯が切れて少し暗いとか、そういう、どんどんその施設整備というのはこれから迫られていく中で、素早い対応、適正配置もそうですけれども、をしてもらっていくというのがいいと思います。

最後に要望をして終わりにします。

今後のまちづくりを展望したとき、時代の変化に対応しつつ次の世代をリードする人材をいかに育てるかが最も重要であり、その意味で、教育施設はまちづくりの基盤となる礎であると言えます。激動する時代にあって、小中学校は未来を担う子供たちの生きる力を育み、多くの時間を過ごす場所です。そして同時に災害時には、各地域の防災拠点としての機能も果たしています。

このことから、様々な制約がある中でも、教育施設が将来にわたって安全で適正なサービスを提供することができる施設であり続けることができるよう、予防保全に取り組んでいただければと思います。

故障や修繕箇所の報告があつてからの対応ではなく、メンテナンスサイクルを徹底、推進した予防保全型へ切り替えることによる費用の縮減効果を要望します。またその中で、統合に向けた具体的な取組へとつなげていっていただくよう要望し、一般質問を終了します。

○議長（酒井良信君） 以上で、5番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君の一般質問を許します。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

石井町長が就任をいたしまして2年目を迎える中、石井町長のマニフェストの進捗状況について伺いをいたします。

まず、①の産業振興についてであります。2項目ほどあります。

1項の農業の規模拡大を目指すの中に、1として、農業の法人化、6次産業化を推進。2としまして、遊休農地解消のための農業法人の新規誘致をとあります。2項の各種中小企業がもっと活発に活動できる町にの中に、1として、商工業・農業の起業へ最大限の支援をとあります。この産業振興の2項、各3点の進捗状況について伺います。

また、②の観光についてであります。1項といたしまして、新しい視点での観光を発案の中に、1として、集客の限界が近いテニスのほかに、農業とのコラボなどの様々な方向性を指向、2として、行政による最大限の協力体制を整えるとあります。この観光関係につきまして、各2点の進捗状況について伺いをいたします。

③の福祉関係についてであります。1項の高齢者に優しい環境づくりの中に、1といたしまして、シティバス路線開設を検討し、町民の利便性をアップとあります。この福祉関係のこの1点の進捗状況について伺います。

④の行政改革であります。2項目ほどありまして、1項の白子町自治基本条例の制定についての中に、町政運営の基本方針として、町と地域住民との連携、協働、合意形成の仕組み、情報共有を明文化し公表する。2項の役場の行政組織の機構改革をの中に、1といたしまして、住民目線と社会ニーズに対応できる組織改編を、2といたしまして、窓口対応、接客の基本を徹底し、住民満足度の向上を図るとあります。この行政改革の2項、各3点の具体的な進捗状況について伺いいたします。

続きまして、新型コロナワクチンの4回目接種の周知についてであります。

4回目のワクチン接種は、60歳以上の方と、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方が対象であります。周知については、町のホームページ及び新聞折り込みの広報しらこ6月号にて案内はされていますが、町内における新聞購読者は世帯数の約5割程度であり、新聞未購読世帯等への周知はどのような対応をされているのか伺います。

また、現時点での12歳から18歳未満、18歳から60歳未満、60歳以上の3回目接種率について伺いいたします。

以上、よろしく答弁をお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

農業の規模拡大については、令和3年度に水田の区画面積の拡大を目的とした畦畔の除去及び整地等に対する経費を助成し、農業生産基盤の整備に取り組みました。また、担い手支援策として、農業用機械や農業用施設の導入支援を目的とした補助金を補正予算に計上させていただいております。

農業の法人化、6次産業化については取り組む事業者はおりませんでした。今後引き続き推進してまいります。また、農業の起業支援としまして、令和元年度に設立された長生農業独立支援センターを活用し、新規就農者の育成に取り組んでおります。令和3年度に1名の新規就農者が誕生し、令和4年度は2名が本町に研修生として就農を目指しております。今後も長生独立支援センターと連携を図りながら、農業者の起業に取り組んでまいります。

町内中小企業についてですが、町内の事業者数は、令和3年経済センサス速報値によると391事業所、町内従業者数は3,127人となっております。この391事業所または3,127人の数字を伸ばしていくことが町の産業振興または人口減少の歯止めにつながるものと考えております。

具体的には、昨年、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の見直しを行い、創業をされる方々に経営、財務、人材育成、販路開拓等について、創業スクールまたは個別相談指導を実施することにより、経営スキルの向上を目指すなど、さらなる支援強化を図ったところであります。加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、県の中小企業等事業継続支援金の交付に併せ、町においても追加交付を行いました。また、中小企業に対する設備改善資金や運転資金の利子補給事業を継続し、経営安定化の下支えをしております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、町内中小事業者の方々の多くはその影響を受けており、まだまだ大変な時期ではありますが、町内中小企業をはじめ事業者の皆様が活発に活動できるよう、町もその支援策について考えていきたいと思っております。

続きまして、観光についてでございます。

本町の観光は、テニスを中心としたスポーツ合宿や温泉施設利用など、首都圏を中心に多くのお客様をお迎えしております。しかし、近年、旅行者ニーズの多様化も進み、観光地間の競争が増していることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大により観光を取り巻く環境は大きく変化をしている状況であります。

地域観光の現状、観光を取り巻く環境の変化を改めて把握し観光振興の方針を定めるとともに、地域関係者と共に観光振興を牽引する組織である観光地域づくり法人DMOの設立が求められております。

本町においてはその必要性を判断し、昨年度現地への視察、また、勉強会等を開催した上で、令和3年度最終補正にて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、その設立に向けた予算をご承認いただいたところであります。

設立に係る事業期間を令和4年度、5年度の2か年と定め、設立支援事業者を決定し、勉強会、ワークショップの開催をはじめ、母体組織の決定及び検討委員会の設置、各種調査、観光戦略の作成を行った上で、観光庁への事業者登録を目指すものであります。設立支援事業者の選定についてはプロポーザル方式によるものとして、先月、企画提案書の募集をし、先日、応募のあった事業者のプレゼンテーション審査会を実施し、優先交渉権を選定したところであります。今後、正式契約を行った上で、計画にのっとり事業を進めていく予定であります。

ご質問の農業とのコラボについてですが、本町の主要な産業である農業は地域づくりに欠かせないものでありますので、関係者の方も検討委員会のメンバーに加えさせていただく予定でもあります。また、観光戦略中においても、その取組を掲載、実行することにより、町の農業・観光がともに利益のあるものにしていきたいというふうに考えております。

続きまして、マニフェストの進捗についての高齢者に優しい環境づくりでは、本町では高齢者の移動支援として福祉タクシー事業、らくらくタクシー事業を実施しております。公共交通網が希薄な本町において、シティバス路線の開設もその施策の一つとして検討していかねばならないと思っておりますが、現段階において、福祉タクシー事業、らくらくタクシー事業を広く町民に周知し有効活用していただきたいと考えております。

シティバス路線の開設については、中長期的な学校再編を検討する中で、将来的に学校統合が可能であればスクールバスの空き時間を利用して運用できるのではないかと考えております。

続きまして、白子町の自治基本条例、あとは役場の行政改革の機構改革についてですが、行政改革に関する質問ですが、まず、自治基本条例につきましては、本年度、当初の時点で企画財政課長に対し素案の作成を指示しており、先日、2つの案の提示がありました。今後、この2案の内容について、行政改革専門部会及び分科会の中で検討・協議を進め、執行部内の意見集約を図り、最終的な成案を得たいと考えております。

この成案につきましては、町のホームページでパブリックコメントを行い、町民各位のご意見などを参考に必要な修正を加え、町としての最終案を決定したいと考えております。

今後の進捗状況次第ではありますが、検討作業が順調に推移した場合、令和5年第1回議会定例会において議案として上程できるのではないかと考えております。

続いて、行政組織の機構改革についてのご質問ですが、既にご承知のとおり、昨年度から行政改革専門部会及び分科会会議の成果としまして、本年4月から旧来の総務課を、総務課と企画財政課に分課し業務を行っております。また、今まで健康福祉課と住民課に偏在していた子育てに関する事務事業を住民課の子育て支援係に集約いたしました。

その他、行政改革の成果としまして、行政手続に係る申請書等の大幅な押印の廃止、役場の庶務規程の見直しを行いました。本年度も4月に2回会議を行っており、現在、役場庁舎の環境リニューアル等、利便性の高いサービス提供への取組、使用料及び手数料の適正化などについて検討を進めております。

なお、職員の人事評価につきましては、職員の能力開発と事務の効率化を高めるため、一部見直しを行い今年度から運用を開始したところであります。行財政改革に終着点はありませんので、今後とも不断の改革に取り組む所存であります。

続きまして、新型コロナワクチンの4回目接種についてでございますが、3回目接種から5か月経過以降に接種可能となります。4回目接種の対象である60歳以上の方は、5月下旬より3回目接種から5か月経過された方へ順次接種券を発送しており、その接種予約についても6月2日から開始されております。18歳から59歳までの基礎疾患を有する方などは、町で対象者を把握することが困難であるため、初回接種時と同様に、町の広報やホームページなどで周知しております。

以上で終わります。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 答弁ありがとうございました。

まず、産業振興の件で2点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、今、規模拡大の中では区画整備の支援、また、担い手支援策等はお話いただきました。この辺につきましては、今後とも継続をお願いしたいと思います。

そして、6次産業化の検討として、やはり町として、やはり地域の特性を生かした作物、有名なのはタマネギでございますけれども、そういうものを最終的に加工製品まで行い、町の特産として取扱いのできる、そういう検討をしておるのかということをお聞きしたいのが

一つであります。

あともう1点が、農業の規模を拡大という形の中では、現在皆さんもご存じだと思いますけれども、現在、肥料原料、肥やしですね、肥料原料は、ご存じのとおり穀物相場の上昇から世界的に非常に好調な需要が続く中で、ベラルーシに対する経済制裁、中国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵攻により、世界有数の肥料輸出国からの輸出が停滞し、限られた代替ソースの産地に世界中から需要が集中している中で需給が逼迫しています。

このような情勢を受けまして、窒素、リン酸、カリの国際市況は全て史上最高値まで上昇し、今後も高値推移すると見込まれています。本年6月から、全農等の報告によりますと、窒素肥料で約80%の値上げ、窒素、リン酸、カリの複合肥料は約55%の値上げが報告されております。また、来年になればまたそれが値上げしていくと思いますけれども、このような急激な値上げにつきましては、農家の経営努力だけでは決してこれを補い切れないというふうに考えます。

この間の新聞では、千葉市が本年6月の議会にて農家への肥料価格への支援策を決定しておりますし、また、政府与党が農家支援のための補助金制度創設の検討もニュースとしては流れております。

そういう中で、まず町としても、昨年の米価下落に加え本年は十数年分の値上げ幅が一気にこう値上がりするという状況の中で、やはり町としても農家への支援対策の検討を今後する予定があるのかどうかということと、もう1点、やはりこのような関係につきましては町村会の中で協議をしていただいて、やはり千葉県に対して支援を要請して、高騰に関わる支援対策を要請するようなそういう考えをお持ちかどうか。

特に千葉県の議会では、先般の補正の中で畜産の飼料の支援対策は決定いたしました。そういう中で肥料関係については入っておりませんが、そういうものの、今後、町としての考え方と、やはり郡の町村会の中で、やはり統一して県のほうに支援要請等を出していくと、そういう考えがあるかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

まず、6次産業化の特産の検討をしているかどうかということですが、6次産業化につきましてはなかなか難しいところがありまして、方法としては、農業者が自ら加工販売に取り組む単独型と、それから農業者と食品加工者が互いに経営資源を生かす連携型と2つ



ございます。

ただ、この6次産業化を進めるに当たってはマーケティング、それからパッケージデザイン等、また、衛生管理、食品表示等、多くの専門技術・加工技術が必要となることから、なかなか町が進めても、なかなか難しいところもありますので、やはりそういう方がいらっしゃったら、出てきましたら、進捗段階に応じて町とは相談し支援していければというふうに考えております。

それから、肥料高騰についての支援策についてでございますけれども、それにつきましては、今後いろいろ農業者のニーズ等を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） ニーズ等を踏まえながら肥料価格のことについての検討ということですが、まず、先ほど私言いましたように、やはり郡の市町村会、そういうものがあると思うんです、会合が。そういう中でやはり、郡市がまとまって県のほうにそういう要望を出していくという、そういう考えは持たないんですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） そういう、持たないことはございません。やはり中で月に1回、町村会ありますので、その中でも、やはりそういうものは取り上げていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、石井町長からもお話がありました。やはり各市町村でもこの辺の話題が出ているはずで。そういう中では、できるだけ郡市がまとまった中で、県のほうに支援要請等の関係をまとまった中でお願いをしたいと思います。

そして、あと町としても今課長のほうから、ニーズを見ながら検討していくということでございます。近隣の状況を踏まえながら、ひとつ前向きに、この辺は検討していただきたい。

もうとにかく、この6月で先ほど言ったアップがありまして、来年、また再度アップになると思います。そうしますと、やはり、なかなか水稲についても規模を拡大しろといいますが、担い手にしても、肥料代では要は200万かかっているのが300万ということで100万アップになっていく。そういう中では、その辺も十分、他の町村との中で状況を加味しながら、まず、検討を進めていただきたい、これは要望です。

そして、次の観光の件でございますけれども、先ほど観光戦略の関係とか検討委員会とい

うお話が出ましたけれども、この検討委員会というものについては、いつごろ、今、立ち上がっておるのか、いつごろ立ち上げるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

検討委員会のほうは、今年度の末に立ち上げる予定であります。というのは、全く今は、全く、最初の状態なので、まず一番最初に、町民、事業者の方関係者の方を含めた、DMOとは何かからの勉強会を開催した上で、ワークショップの開催。そして各種調査、ターゲット市場調査、どういう人をターゲットにして観光を進めていこうよということ、そういったものの調査を踏まえた上で、今年度末に検討委員会を立ち上げてまして、その中で、観光の戦略の計画をもんでいくということになります。

事業期間は、先ほど町長のほうから申し上げたとおり、4年度、5年度、2か年として、進めていくということで、計画をさせていただきます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 令和4年度末から、3月なのか12月なのか分かりませんが、令和5年度末までには方向性を出すということだと思います。ぜひとも早い時期に、方向性を出していただければと思います。

また、白子町の中に検討委員会等で協議がされていくと思いますけれども、現時点で、やはりブランディング化について何かこう検討を進めているのであれば、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） ブランディング化ということなのですが、それこそ大多和議員のご質問のあったとおり、テニスを中心として町のほうは進めてきたわけなのですが、それも、時の流れというか、それだけでは駄目だろうということで、昨年からは温泉というものを新しくブラッシュアップして進めていったらどうかということを検討しております。

また、それだけではなく、DMOをつくる過程というか、その中でいろいろな観光を新しいものを含めた中で磨き上げをかけて、その中でいろいろつくっていきたくております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） この件については要望になりますけれども、やはりこうコロナ禍の中で、観光が非常に厳しい状況に置かれております。それで今全ての問題がフリーになっておりますので、やはり国民、国民というか県民、また町民もそうですけれども、やはり旅行がずっと今まで抑えられていた中で、やはりこう、いろいろと、やはり動き出すと思います。

そういう中で、やはり、白子町にいかに来てもらうか、そういうものを含めて、早い段階で方向性を出して、また経過の中でも、やはり白子町に人を呼び込む、そういうものをとにかく検討いただきながら、早い形で方針を出していただければと思います。

続きまして、福祉関係ですけれども、シティバス路線については小学校の統合の関係の中で検討していくということで、これはもう前から聞いております。そういう中で町民の利便性アップのために、らくらくタクシーがありますけれども、町長、このらくらくタクシーの台数を増車するという考えはおありでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のところ、結局コロナ禍とかそういう形で、あまりニーズがそんなにはなかったんですが、今後コロナが少し収束した段階では、ニーズが上がってくれば、これは当然、増車という形のものも検討していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今まではコロナの中で非常に制限されておりました。これからは非常に希望も高齢者の中で出てくると思いますので、その辺のニーズをきちんと見ながら、できることであれば増車の検討を進めていただきたい、これは要望でございます。

そして、行政改革の関係の白子町自治基本条例の制定については、先ほどもお聞きしました。その中で、あと役場の行政組織の機構改革では、企画財政課、また、子育て支援係等も確認はしております。

そして、この中に、町長の中に接客の基本の徹底をし、ということを出ているんですけども、基本の徹底はどのような形で徹底をするのか。要は窓口対応、接客の基本を徹底するという言葉で言うのは簡単なんですけれども、要は職員がその意識を上げることに對して、その対策はどのようなことを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁の中でもございましたけれども、現在行政改革分科会部会の中で、役場庁舎の環境リニューアルと利便性の高いサービス提供への取組というテーマで、非常に重いテーマでやっているんですけれども、これで、実は職員から非常にたくさんの意見が出てまして、それを今、実は私の課で集約しておるところなんですけど、非常に多岐にわたりましたなかなか時間がかかっているというのが現状でございます。

そういった中で、まず取り組めるようなものについては、9月の議会で補正予算化等を図りながら、まず、物質的な部分についてはそういうふうに進めていきたいと思っております。

それから、職員へのいわゆる教育といいますか、こういった部分につきましては、実はご承知のとおり、3月に明治安田生命さんと包括連携協定を結びました。その中の一つの項目として、職員教育の援助ということを結んでおります。締結と同時に、そういったものの講師、そういったものの派遣要請をしておりますので、今後明治安田さんのシンクタンク等を活用しながら、役場内での職員に対する勉強会・研修会、こういったものは、総務課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） その辺については、ある程度スピード感を持ってやっていただきたいと思っております。

最後、これはお願いというか、検討されておると思うんですけれども、私からの提案としては、やはり窓口対応、接客の基本の徹底という中で、やはり住民の方々には窓口に来たときの接客次第で不快感を持つか、対応がよかったか、それによって町を評価します。幾ら細かく丁寧に説明しても当初の接客がまずければ不快感を持ってしまいます。

そういう中で、やはりそういうためには、簡単な方法なんですけれども、来庁時の窓口対応の向上のために、各課の受付カウンターに選択記載方式のアンケート用紙を配置して、そして記入をいただくと、これは記名、無記名でもいいと思っておりますけれども。

そして、庁舎の中央辺りにその回収箱を置きまして、週1回程度、もしも企画なら企画がそれを回収して、この課の問題点は、というものが出てくると思います。要は、窓口対応はいいけれども事務的に何か非常に長く説明が下手だったとか、説明はいいんだけども初期対応が悪いとか、そういうアンケートの記載じゃなくても、想定したものを丸をつけられるようなアンケートを作って、やはりそういうものを1週間ぐらいで企画が回収して、やはり各課の状況を全員で確認しながら問題点を改善していく。そういうようなことをできれば、

改善として対応していただければと思います。これはあくまでも、私からの要望ですので、ひとつご検討いただければと思います。

先ほどマニフェストにつきましては、町長のほうからもお話ありましたけれども、ひとつ、あと3年ありますので、やはりこう粛々と実施に向けての対応をお願いしたいと。

そして、最後になりますけれども、コロナワクチンの関係で、保健衛生のほうからお話しいただきたいんですけれども、取りあえず現時点での接種状況、3回目の12歳から18歳未満、18歳から60歳未満、60歳以上の各段階の現時点での3回目の接種状況を、接種率が分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課主幹、三橋久美子君。

○健康福祉課主幹（三橋久美子君） 18歳以上の方の3回目接種率は69.5%です。約6,696人になります。65歳以上に関しては94%で、年齢が下がるごとに接種率は低下している動向であります。40歳未満では、50%にも満たない状況でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） ありがとうございます。

今日の新聞の中に全国平均、18歳から60歳までの全国の接種率が60.1だったかな、そして60歳以上については80%というふうになっておりました。そういう中では、全国平均は上回っていると思います。とにかく、希望者に接種漏れがないよう、その辺については十分チェックをしながら対応をお願いしたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、2番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

---

#### ◇ 東海林 東 治 君

○議長（酒井良信君） 引き続き、6番東海林東治君の一般質問を許します。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

大きな1つに、補助金交付制度について、2つ目にはガラスハウス、農業施設償却資産税の納付状況、3つ目には今回の臨時交付金の活用施策について伺います。

各市町村自治体が行政改革の観点から、積極的に取り組んでいる補助金改革でございます。厳しい社会経済情勢や三位一体改革に伴い、自主・自立的な自治体運営を行うには行財政基盤を確立する必要性があり、補助金改革も避けて通れない課題に、各自治体は積極的に取り組んでおります。

本町において各補助金団体がございますけれども、一例を挙げると、郡内市町村全てに農業委員参加の農業振興地域協議会は存在しておりますが、単なる振興協議会は、白子町独自の団体と思います。事業目的として掲げているのは、農業振興計画に沿った営農を実践するため、生産基盤の条件整備、生産技術向上のための研究、農作業体系の整備、改善及び各種営農団体の連絡調整等、一連の農業振興事業をもって、将来に向け現在以上の生産力を確保しながら白子町の特性を生かし、若者が希望を持って取り組める魅力ある農業の推進を図る、これを掲げております。

しかしながら、ここコロナ禍にて事業縮小のため、当初予算の返金処理がされておりますが、それ以前、長期間にわたり、平成30年までが400万、平成31年以降が380万の補助金交付申請をしております。事業報告書、収支報告書を検索すると、この団体の主な事業は、令和元年の収支は、緑の広場へ45万、玉葱組合へ30万、J A青年部に65万、J A女性部40万、視察研修118万円、この費用は21名参加で1人1万3,000円の負担と91万円相当が公費負担であります。車中飲物、二次会費まで含まれた会計報告でございます。J A女性部5原則には、J A運動を自らのものとし推進するため、J A運営への積極的参加を求めるとございます。また、J A青年統一綱領には、我々は農業協同組合の本質と実際を究明し、農協運動の先駆者となるを掲げております。

J Aよりの補助金を活用し活動している、まさに、J Aの組織団体であります。この団体に、農業振興協議会を通じて、長期間にわたり公費補助をして、この団体の事業報告書収支報告書が農業振興協議会会長宛てになっております。このような公費補助を行っている自治体はどこにもございません。

調査、確認のところ、地域振興の農業委員会、農業委員視察研修においても、郡内ではほとんどの町村が報酬等で積み立てて、個人負担の日帰り研修を行っております。様々な団体等に対する補助金等に行政改革の一環として対応する必要性、費用対効果、経費負担の在り方等を検証し、公益性、公平性、必要性、また、効果性、適正性を明確に評価し、審査基準適用に関する審査を企画財政課に、自治体補助金改革における行政評価システムを創設する必要を感じております。

次に、地方税法に関わる農業施設、ガラス張りハウスの償却資産税の納付状況について伺います。

国民は納税の義務があり、住民生活に身近な行政サービスの多くは、市町村や都道府県によって提供されております。

1つ目に、過去に私が一般質問したガラス張りハウスの償却資産税の令和2年と3年との納付増減について伺います。2点目に、その中で、未納者数とその措置はどのように対処されているか伺います。3点目に、数多くの償却資産税の対象になっている物件があるかと思いますが、確定申告状況の今後の調査、また、進捗状況を伺います。

最後に、4月に閣議決定された臨時交付金の活用について伺います。

コロナ禍における原油価格、物価高騰など総合緊急対策、白子町においては5,800万円の交付決定がされておりますが、生活に困窮されている方々への生活支援、コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受けた事業者の負担軽減に資する支援、また、水道料金をはじめ、公共料金の補助、緊急を要する学校施設の改修、学校給食費等々の負担軽減等々がございます。この交付金を効果的に、また、公正・公平な活用策を伺います。

大きくは3点。明確なる当局の答弁を求めます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、東海林議員のご質問にお答えします。

まず、農業振興協議会のことについてでございますが、白子町農業振興協議会は、食料・農業・農村基本法及び農業振興地域の整備に関する法律の趣旨に基づき、農業の持続的な発展、農村の振興、農業振興地域整備計画等に関する重要事項について意見を聞くことを目的に設立され、協議会の構成は町議会、農業委員、農業協同組合等の農業関係機関、商工会、観光協会の各代表と学識経験者で構成されています。

また、本協議会の目的を達成するため、下部組織として白子町農業研究会を設置し、実践的な活動を展開しております。本協議会は、白子町農業振興指導事業として農業後継者活動、農業助成学習活動、消費者交流活動、農業振興活動等を取り組んでおります。この取組を実践するために各種団体に助成し、将来に向けた現在以上の生産力を確保しながら白子町の特性を生かし、若者が希望を持って取り組める魅力ある農業の推進を図っております。

各種団体等への補助金につきましては、各種団体等から提出された補助金交付申請内容を審査し、内容に問題がなければ交付決定し、事業完了後に実績報告により書類確認を得て額

を確定し補助金を支出しております。

次に、農業施設償却資産の固定資産税納付状況についてでございます。

農業施設償却資産の固定資産税納付状況についてですが、昨年の納付増減についてお答えします。

ガラスハウスに関わる償却資産の納付額につきましては、令和3年度分が128万4,200円、令和2年度分が393万8,500円となっており、令和2年度から265万4,300円の減額となっております。減額になった主な理由は、令和2年度は過年度に遡って5年間分を課税した額が多かったということになっております。

次に、未納者数についてですが、未納者数、その処置についてお答えします。

ガラスハウスに関する未納者数、納税義務者は2名、未納相当額は17万7,000円になっております。その2名につきましては、一括で納付することが困難なため、分割で納付しているとのことであります。2人とも令和4年度中に完納となる見込みであります。

続きまして、今後の調査進捗についてお答えします。

償却資産の課税につきましては、土地や家屋と違い申告によって課税する仕組みであり、申告漏れがあった場合について非常につかみにくい状況になっております。引き続き、税務署での資料の閲覧や所得税の申告に当たって、経費計上している減価償却の資料などを参考に調査し、申告をした方、しない方といった不公平が生じない公正・公平な課税について十分配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

大変失礼しました、新型コロナの交付金に関する質問についてちょっと漏れまして申し訳ございませんでした。

この新型コロナの臨時交付金に関するものでございますが、現在各課において活用施策について吟味中でございます。ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的な原材料の調達価格の上昇の影響は、我が国の経済にも深刻な影響を与えております。毎月のように、様々な製品、商品、サービスの提供価格の値上げが続いており、国民の日常生活に重くのしかかっています。

今回のコロナ交付金の活用につきましては、町民全体に広く行き渡るような活用を考えておりますが、今現在、成案得るまで至っておりませんので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。どうも失礼しました。



○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 答弁ありがとうございます。

まず、1番目の補助金の件でございますけれども、私が開示請求をして、本来の補助金の部分が明確な、また適正な形で活用されているかどうかなのかなということを開示請求させていただきました。

その中で中身を見ますと、先ほど一つの例として取り上げたJA組織に、町の予算が補助金としていつている、これもちょっと果たしていかなものなのかなという点とか、それから視察研修費に収支報告書を見ますと、約1人5万円ぐらいの費用がかかっている、そういうような視察研修でいいのかどうか。通常であれば、どこの自治体も、また、ほかの団体においても、皆さんが積立て等しながら自費で視察研修を行っているのが現状だと思うんですけれども、ここの部分が果たして適正なのかどうかということで、この補助金改革で各自治体に交付金にかける審査会がきちっと設けられているんです。白子町においても、これは早急に検討すべきだと思います。

その交付金といっても、例えば災害時のような単発的な補助金、これもありますけれども、特に私が申し上げているのは、継続的な補助金はきちっと見直しする点は見直しをして、そして、期限を設定して定期的なチェックが必要だと思います。一旦、創設されると長期間にわたってずっと継続されている傾向が多々ございますけれども、補助金改革という部分で見直していくという考え方はあるかどうかの質問をしたいと思っておりますけれども、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

ただいまご指摘のありました補助金につきましては、例年予算編成の際に恒常的なものも含めまして、財政部門から各課に対して、見直し、そういったものの要請はしているところでございます。

この中で実際、今ご指摘のあったように、複数年にわたってある程度大きい金額で補助金が交付されているという団体は確かに存在しております。これについては見直しというよりも、その補助金の内容が適正なのかどうかということは、先ほど申し上げたとおり、予算編成時の重点項目ということで、各課には審査を依頼しているところでございます。それは今までより繰り返しておりますし、今後とも、その部分については進めてまいる考えでございます。

ただし、議員ご指摘の検討委員会、そういったものについてどうするかということについては、現在、協議などは進んでいない状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ひとつ、前向きに捉えていただきたいのは、今まで各補助金が、各課で今まで長期間にわたる継続的な補助金は、各課で書類がそろっていれば補助金申請がそこでなされているという流れがあります。

その各課の部分のものがチェックをする、果たしてこれが適正かどうかというチェック的なものがないんです。これをやはりきちっと作り上げ、本来であれば、各課でこの補助金の活用は適正なのかどうか、これも検討していく必要があるわけですがけれども、どうかこの辺も含めた補助金改革をしていかないと、行財政改革にはつながっていかないとしますので、ぜひちょっと前向きに、特に企画財政課においては、その辺を検討していただきたいと思っておりますけれどもいかがですか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答え申し上げます。

そういった組織なり、検討する機関と申しますか、そういうものが必要であるかどうかということは、町長を含めて協議を進めてまいりたいと思っております。今ここでできる、できない、是非・可否については、お答えは控えさせていただきたいと思っております。

なお、実際に使われているその補助金、そういった内容が事実として適正なのかどうかというふうなものに関しましては、執行部、企画財政課というよりも、監査委員事務局というのがございますので、こういったところが、当然、交付金として支出がなされた団体・組織、そういったところに対する直接の監査権というものは、監査委員さんがお持ちでございますので、この点については監査委員事務局で、やはり検討を進めていただく必要もあろうかと私は考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ありがとうございます。

ぜひ、明確にして、やはり住民皆さんの税を適正に、また公正・公平に、そして評価したとしても、それが活用して生きているという流れを、補助金には意味合いがあるわけですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、償却資産税の令和2年と3年の納付増減が先ほど町長からお話があったように、本当に、これを見直しをして、そして、増額をされてきているその状況は本当に喜ばしいことだと思います。また未納者数においては、2名の方が分割で払うような流れができているということですけれども、これはガラスハウスだけのことでございますけれども、償却資産の部分というのは数多くあるかと思えます。

この中で、申告がされるかどうかという部分は非常にこれ大事な部分なわけなんですけれども、この申告状況と今後さらに調査ですね、その進捗状況が分かりましたらお答えいただけますでしょうか。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 東海林議員のご質問でございますが、償却資産のガラスハウスだけでなく全体のということで、全体の今後の調査・進捗という質問でございます。

調査につきましては、基本的に進めていくということでご説明したいところでございます。ただ、調査といっても大型の施設等であれば確認が可能です。ただ、償却資産につきましては、小規模なものまたは施設内で使用する機器と、どうしても確認が全てできるものではないです。やはり、ここは申告に頼ることになってまいります。

そこで昨年、一昨年と行っております償却資産について事業者への申告のお願いということで、昨年、一昨年、自治会長または農家実行組合長、または全体にホームページ、広報等で発信してございます。それによりまして実際に申告者数も増えておりますし、今後も継続してまいります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 償却資産の申告が、今、徐々に増えてきているというご答弁でございますけれども、今現時点において償却資産の申告されている数というのはつかんでおりますでしょうか。

また、ちょっとかなりこう具体的に調査を、定期的に調査が回っていると思うんですけれども、調査というのは、どういうスケジュールの中で調査をされているのか。また、申告されないとか全く分からない状態でずっとそのまましているのか。その辺のことをちょっと答弁いただけますか。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 調査については、実際に分かるものについては、目で、視覚

で確認できるものは先ほど言いましたが、そういうものは写真でも確認できますし、現場でも確認できる。ただ、そういったものにつきましては、当然建築確認なりという形で建築物とかという形のものが多くなってくるのかなと、償却資産ではなく固定資産という形になるのではないかという形でございます。

ただ、先ほど求める質問のあったガラスハウスとかは、償却資産ということでカウントしていますので、そういったものについては実際に、もし大型のもの等があれば町産業課でも確認を取ることもできますし、実際に建った時点で確認することもできると思っております。

実際の調査ですけれども、先ほど町長がご説明申し上げました税務署での資料の閲覧、それから所得税の申告のときの経費として計上している償却資産、そちらの資料を参考に調査して、それで申告されている方でそこでうちのほうで調査をして申告してくださいという形で申し上げる場合もございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 今、答弁を伺いましたわけですがけれども、ぜひその申告とか書類が出ている関係の方でないと分からないということですね、結論は。そうすると、申告なり何なりしない人は、見逃されているということになりかねないので、そのための調査というものは定期的にしていかなければならないはずなんです。

税務課においては定期的に周辺の調査をするという義務があるはずなので、この辺をきちっと今後の課題として取り組んでいかなければならないんじゃないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に交付金の活用施策などでございますけれども、先ほど町長からの答弁で、各課からどういう形で交付金の活用のものが上がってくるかということなんですけれども、しかし、これは各課からそれぞれが上がってくるかと思ひます。

この順番というか、順位というものは、何を基準にして順番を決めるのか、緊急性なのか、極端な言い方をすれば子育てを中心にするのか、物価を中心にするのか、いろいろこう主眼としたものを持った中での順番を決めていくような流れになっているのか。この交付金の活用に、もう一回ちょっと各課から上がってきたときにどういう形での対応で決めていくのか、ご答弁いただけると助かります。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答え申し上げます。

今年の4月に内閣府の地方創生推進室から、今回のコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分のコロナ交付金に対する通知が出ております。この中に、一応優先順位的なものが書かれておまして、まず第1位は生活困窮者等の支援であるということがうたわれております。

次に、地方公共団体等の実施する対策への支援ということで、それが2点目というふうになっておるんですけども、先ほど一般質問の中で大多和正夫議員などからもご指摘がありましたけれども、例えば肥料が高騰しているとか、あるいは千葉市の事例、その他そういったことの指摘がありましたけれども、とにかく生活困窮者等の支援というのがまず第1に掲げられておりますので、そのところは中心になっていくというふうには考えております。

その上で、配分金額というのはそれなりにありますから、その金額の中から順次、各課で上がってくるもの、先ほど特定の高騰物資があるというような指摘もありますし、そういったものを勘案しながらやっていきたいというふうには考えております。

いずれにしても通知・通達、こういったものが出ておりますので、そういったところに合致したものとなるように工夫はしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ、貴重な財源でございますので効果的に、また、適正・公正にこの辺を検討していただいて、町発展のためにこの臨時交付金をこのように活用したという形で、明確にお答えできるような流れをぜひお願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、6番東海林東治君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 梅 澤 哲 夫 君

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君の一般質問を許します。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 通告順に従い質問いたします。

1項目は、町長は昨年就任してから丸1年たちます。この期間、町運営についていろいろ考えてこられたと思いますが、今まで、また、これから町の代表として町内外に対する対応についてお伺いします。

1点目は、今、町長は町のアピール、つまり強く胸を打つこと、世論に訴えることなど、観光のまち、また、来町、移住・転住者が増えるようなアピールはどのようなことを考えているかお聞かせください。

2点目として、町内にアンケートが出されるとのことですが、どんな内容、目的でやるのか、その内容と結果についてお伺いします。

3点目に、町においては各種イベントの見直しで、コロナ禍の中で目立ってはおりませんが、春の桜、チューリップ、たまねぎ祭り、イカダ等も行われていません。観光のまち白子をアピールするため、観光ガイドブックに姿がなくなすることは非常に寂しいものであります。今後の方向についてお伺いします。

4点目として、町の施設、老朽化し雨漏り、トイレの一部使用禁止のある校舎、町の核である庁舎、また、町長が都市計画、公共施設、住宅、商業、それぞれのゾーンとし、茂原白子バイパス道構築と言われておりますが、その現状と今後の展望についてお伺いします。

2項目として、12月議会より継続質問しておりますが、工事中止となっている南白亀川地区の県営農村地域防災事業について、まず1点目とし、新年度の事業計画について伺います。

2点目とし、工事の完成はいつになるのか伺います。

以上2項目6点について町当局に質問いたします。明確な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、梅澤議員のご質問にお答えします。

町のアピールについてですが、私の就任前から地方創生事業を活用したPR動画や広報パ

パンフレットを多数作成しており、交流人口の増加のためPR動画は町ホームページ上でも公開しております。パンフレットは町内外の施設などに配置させていただき、多くの方の目に留まるように努めております。

昨年度において、コロナ禍におけるジョブスタイルの一つとして定着してきたワーケーションの適地として、町をPRするための動画を一般社団法人移住・交流推進機構のワーケーション環境整備事業交付金を活用して作成し、ユーチューブなどで公開しております。今後も様々な媒体の活用の機会を捉えて、町のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、アンケートの件でございますが、町内アンケートについてですが、本年1月27日から2月7日までを回答期限として、無作為抽出により町内在住の1,200人及び小中学生289人に対して、後期基本計画の資料とするためアンケート調査を行いました。その結果、町内在住者が回答率36.3%、小中学生は回答率89.3%でありました。アンケートの調査結果は概要版しらのしらべを町内に回覧して周知するとともに、町ホームページでも公表しています。

また、調査報告書全文につきましてもホームページで公表しております。集計結果につきましては設問が35問ありますので、この場で全てお答えはできませんが、白子町の住みよさについては、6割程度の方が住みよいと回答しています。また、今後の居留意向については、7割程度の方が住み続けたい、または戻りたいと回答しており、執行部としてはある程度喜ばしい傾向だと考えております。

次に、イベントについてでございますが、イベントに関する質問ですが、イベントについては、町が主催するもの、実行委員会が主催するもの、その他団体等が主催するものと分かれております。

町が主催するものの多くは教育委員会が取り組んでおりますが、これらは全て実施する予定になっております。実行委員会が主催するものについては、開催するもの、中止するものと分かれているようですが、白子チューリップ祭り及び南白亀川イカダのぼり大会は廃止する方向です。その他団体等が主催するものについては既に把握が難しいですが、今までどおり継続するもの、今年度新たに行われるものもあるようです。

イベントと町の行政運営の関係ですが、現時点では町が主体となって新たなイベントを催すことは考えていません。新型コロナの影響で住民の社会経済的な活動に変化が生じておりますので、今までのように役場職員を総動員して早朝から夕方まで行うようなイベントは考えておりません。

一方で、その他の団体や組織が行うイベントは増えているように感じています。第1回定

例会のときに質問のあった中里で活動している法人がゴールデンウィークの期間中に野外音楽フェスを開催し、出演アーティストのファンを中心に町外から多く交流者が訪れました。また、ボランティアグループなど複数の自主活動組織がミニ交流イベントを開催しており、こちらも町外からの交流者が訪れており、リピーターも獲得しているようです。町で採用している地域おこし協力隊も、自らの活動で知り合った関係者の協力の下、手作りのイベントを準備しており、夏の開催を目指して精力的に活動しています。

町としては、地域の自主的活動組織などが主催するイベントへの後援、共催などに重点を移したいと考えております。

続きまして、町の施設の更新計画についてですが、現在町が所有する公共施設やインフラについては、ほぼ同時に改修、更新時期を迎えるため、多額の更新費用が必要になると見込まれます。加えて急速な高齢化、人口減少等による町税収の伸び悩みなどを鑑みますと、財政状況の悪化が見込まれます。

今後、改修、更新に当たりましては、利用者、受益者の見込数に合致するように、面積の縮減や施設の統合、多機能化などを考慮することとともに、既存施設のリノベーション、リユースを積極的に進めることも必要になります。公共施設に対する町民ニーズを把握する上で、策定済みの公共施設個別施設計画、学校施設長寿命化計画など、町の中長期的な財政事情などを加味しながら、身の丈に合った整備を進めてまいります。

次に、県営農村地域防災事業について申し上げます。新年度事業計画については、令和4年第1回議会定例会で答弁しましたが、工事休止の原因となった近隣住民の相手方との交渉が和解すれば、家屋被害の被害拡大を防ぐための対策工事を施した後に、排水機場下部工事、排水機場上屋建築工事を施工いたします。②としまして、工事完了については、残りのポンプ施設工事、排水路工事等を施工し、令和6年度の完成を予定しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 再質問ということで、まず1点目、町のアピールということで、いろいろ横文字が並べられておりますが、私は英語が苦手なもので、一番聞きたかったことは、町長個人としての、ここは町が、白子町がすばらしいというその辺の感覚ですよね。だからこういう点とこういう点が町外の人について私は町長として自慢できる、そういったものを取りあえずお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。



○町長（石井和芳君） 私個人的な感想として、白子町のすばらしさとかそういうものを十分認識していると思いますが、自然の豊かさとかそういうものがすばらしいわけでございまして、これだけのものを移住を今後進めていく中において、いかにアピールしていくかというのが非常に大事なことだと思っております。

そういう面で、今、いろんなSNSを使ったり、いろんなもので今いろいろやっておりますけれども、今後はある面ではどんどん宣伝をしていくことが当然必要になっていきますけれども、それ以上に今後どういうふうに変わっていけるんだということ、そういうものも大いにアピールしながら進めていきたいと思っております。

ですから、これは余談になりますけれども、今、スーパーが撤退するというところでいろいろ町なかで非常に大きな問題になっておりますけれども、こういうものもできるだけ阻止できるような形で動いておりますし、今後もしそれが撤退であったら、そこへ誘致するくらいのもつり進めていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、町の魅力をどんどんつけていって、それからアピールだというふうに考えております。ですから、決して白子に生まれ育った人というのは、自分のところのよさというのはよく認識されていない場合も結構ありますけれども、よそから移住してきた人とかそういう人は、結構白子町のよさとかそういうのを認識している人が多いわけです。ですから、こういうものをもう少しどうやって皆さんに知らせていくかということを経後も徹底的にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 今答弁いただきましたが、人の話し方というか、受け方として、自己アピールというのは、より現実以上にある面では盛ったといいますか、そういうことも必要だといいます。

今のまだ町長の答弁の中では、アピール点については非常に抽象的な論点も多いんですが、一つの観点として最近、私近所から、トウモロコシを季節柄的なものですが頂きました。ただ、頂く前に、あまりうまくないんだけど一言添えて頂くと、頂いて食べるときにやっぱりまずかったと次の手が出ない。この辺でもうちょっと明確に町外の方々に行き会うたびにこう言っていて自信を持って言える、そういったものは町長としては常に持って歩いていただきたいということを要望して、この点については終わりにします。

次に、アンケート結果なんですけど、一応17日、今回の議題の中に出ておりますアンケート

調査報告書等がありますが、俗にアンケートを取るということは、何かをやっていく目的があつて多分やると思うんです、その準備として。今回、町長就任のときから企画財政をつくる。4月から正式に企画財政課は発足してきているわけですが、その企画財政を基にして近々に、今、近未来とか、そういったところでどういった点を年次ごとに考えてやっていくのか。もし言えるのであれば、その辺を披瀝願いたいんですが。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 年次的にどういうことを今後進めていくかということは、常々そういうことは全部やっております。ですから、その後のところはもうしばらくして今いろんなこと、例えば白子荘の解体に伴ってのあそこの再開発とか、再開発といいますか、温泉センターのリノベーションとかそういうものも全部考えておりますし、また、その隣のほうの、今ゲートボールをやっているところとか野球場、これは県の施設ですけれども、この辺のいろんなことの変更とか、ですから要は白子町として今後どういう形で白子町を成長させていくかということも当然必要だと思うんです。

私の基本的な考え方というのは、やはり子育てに優しい、子育て、それから健康づくりにすばらしい町、そういう基本的なバックボーンがありながら、白子町はどういう形でまた、再生と言いましたら変ですけれども、今後進めていくかというのは、私は白子町はスポーツのまち白子町、これが一つの大きな方向性だと思うんです。ですから、スポーツをいかに今後発展させていくかということのも非常に大きいわけです。

そういう中において、施設とかそういうものができるだけ、県の施設も県に行ってお願ひしたりなんかしなければいけないんですけれども、そういうものを今後どうやって進めていくかということを中心に考えて、そのバックボーン、なぜそういうことになるかというのは、人口減少を止めなきゃいけないというのは、住みやすい町にするということが一番大事でございますから、その辺を基本に考えてやって、ですから具体的にタイムスケジュールを今後落としていかなければいけないこともいっぱいあります。

例えば白子バイパス沿いにいろんなことをいろいろ、コンパクトシティとかいろんなものを考えておりますけれども、こういうものもまず財政的な裏づけもなきゃいけないし、それと年次がすぐにできるもんじゃないですから、これは優先順位をつけながらどんどん今後進めていきたいと思ひます。

いずれにしても、住みやすいまち白子に、ずっと住んでいたいまち、そういうものを基本的なコンセプトにしまして、そういうまちづくりを今後進めていきたいというふうに思ひて

おります。

以上です。ちょっと説明が、ちょっと……。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 私の質問のやり方もあるかと思いますが、要は町の町長になられて、私も補選で受かって丸1年、同じ時間等は過ぎているわけですが、ではそれからということで、トップと私のところでは全然内容的な違いがあると思います。

今朝のニュースでもありました、韓国の大統領が就任して1か月、もうその1か月間で何をやっているかをまず国民に問われる。町長においても大変だと思うんですが、就任1年たってどうか。途中、町に今、町はどうよと町民の方々に聞かれる中で、はっきり申し上げて、町長の動きいまいちですねなんていうと、非常にいい人たちばかりで、まだ成りたてで半年しかたっていないとか、まだ1年とかという方もいらっしゃるんですが、でも最近はまだ1年たっているという言葉も出てきています。

そういった中で、町民が明らかに分かるような行動を起こしてもらわなければ、町政に町民は期待しているんであって、その辺は見えるようにしていただきたいというふうに思います。

次に3点目、いろいろ話が重なっちゃうんで、3点目へいきます。各イベントについて、今、チューリップとイカダは廃止、その他については一応内容的には継続ということになってきました。今回町長が就任するときにあって、各種イベントの見直しということでありました。どういったポイントを見直してこういう結果にしたのか、その辺をお伺いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

ポイントということでご指摘がございましたけれども、まず先ほども申し上げましたとおり、町主催で行うもの、これは教育委員会の主催するイベント、こういったものが多いんですけども、これらは廃止はいたしませんのでそのまま継続します。

実行委員会方式というものの一部が廃止になっているということになります。企画財政課で所管しているイカダのぼり大会で申し上げますと、3月の段階で実行委員にアンケート等調査を行いまして、廃止の意見多数ということで廃止をしたところでございます。花のチューリップ祭り等については、それぞれの実行委員会で下した判断だと思いますので、内容についてはちょっと私のほうでは把握できておりません。

それから実行委員会形式で進んでいるものとしましては、白子たまねぎ祭りというのがご

ございますけれども、こちらは今回は中止ということで伺っております。代替イベントの検討なども進めているということでございます。

どういったポイントといたしますか、まず町が、教育委員会が主催で行っているものについては、コロナの中でもやれるという判断があれば進めます。実行委員会が行うものというのは、それぞれの実行委員会の判断の下にどのような判断を、継続するのか中止するのか廃止するのか、そういったことになろうかと思えます。

それから町長が先ほど述べましたけれども、今後職員を動員するようなイベントは、大規模なものです。これは今の社会情勢からいって検討する予定はございませんということで。その代わりに地域の自主活動組織、これは主にボランティアの方とか、あるいは交流でこちらに訪れてきた方、そしてそのまま白子に、知り合い等がつくって定期的に来ていただくような方、こういった方が中心の活動というのは我々の耳には入ってきております。

こういった活動が広まっていってもらえれば、それが活性化につながるものだと我々は考えておりますので、そういったところについては協賛でしたり支援など、そういったことは続けてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） ただいまの答弁の中で、各イベントをやる、やらないの判断は各実行委員会の判断に基づくという発言だと思うんですが、それは各実行委員会、それをまとめるのは町当局であって、最終的には町当局の決めでというわけにはいかないんですか。各実行委員会の判断ということであれば、各いろんなイベントの実行委員会等の会議等は開かれて、そういった結果が出されたということですか。お答え願います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 先ほど申し上げました企画財政課で所管しております南白亀川イカダのぼり大会については、そういった書面決議をもって結論を出したところでございます。チューリップ、たまねぎについてはそれぞれの所管課長がおりますのでお答えいただけると思います。

以上です。

（答弁があるんですか。それは担当のテーマという今話でしたがと呼ぶ声あり）

○議長（酒井良信君） 答弁を求めます。

産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） お答えいたします。

チューリップ祭りにつきましては、最終的には実行委員会で決断をしたという形になります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） たまねぎ祭りについてお答えいたします。

3月の実行委員会がございまして、たまねぎ祭りはコロナで開催は難しいだろうということでありまして、ただ、あと掘り取り体験、メインの一つとして行っておったんですが、諸事情から掘り取り体験はもう行えないということで、ですから、春のたまねぎ祭りという形ではなくて、春祭りという形で何か代替事業ができないかということで、そちらのほうで結論になっておりますので、たまねぎ祭り自体は廃止はしてございませませんが、大きく見直しをするということで、今後協議をすることになっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 何か今の町の答弁は矛盾する点があると。町の執行はやっぱりトップ、町長のほうの最終的な決でいくと。各実行委員会で決めるとか、また課長の判断って、その内容ではそういうことがあるかもしれませんが、今まで何年も続いたイベント等の最終的な判断は、その辺の課長メンバーまたは町長を入れての最終的な判断で各実行委員会等に説明等があっただけだと思えるんですが、冒頭から予算等がついていないのでやりませんという一部の意見等も出ております。そういった運営の仕方はいかなものかというふうに思っております。それについてお答え願います。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） イベントの決定どうのこうのということは、実行委員会の意見を最優先にしたわけでございまして、私からはやめろとかそういうことを言った覚えはありません。ですから、結局町として執行部の総意という形で私はそれを承認したというところでございます。

ですから、最初から予算がついていないとか、そういう話については私も、最初からつかなかったかどうかというのは私もよく知りませんでしたけれども、結局コロナが続いたんで、

今年もコロナだからつけなかったということならよく分かりますけれども、初めからそれをやめさせるためにつけなかったということはないと思いますので、その辺ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは質問的な回数等もあります。これは要望としてこの分のところは整理したいと思います。

最終的におかしいのが、町のいろいろな最終的な決定権は町長でありその判断に基づいていると、そういう裏づけがなければいけないと思います。町長が知らないところで勝手に決まっているということがあるのであれば、かなりこれはおかしな現象でありますので、この辺は現時点の修正と今後そういうことがないように要望してこの点は終わりたいと思います。

次に4点目、町施設の関係なんですが、先ほど来、宗島議員からいつも出ております。4月16日でしたっけ、各学校を回りまして、雨漏り、トイレの一部使用できない、そういう現場を見てくださいますと。学校関係の先生方から説明がありました。

私の記憶の中であれば、前、議員で現職だったという四、五年前ですか、やっぱり雨漏り等が多少ありました。そのときトイレについてはあまり大きくなかったんですが、そのときからあまり修正はされていない。

そういった中で、やっぱりつい最近、学校関係者から言われました。これは元教員の方なんですが、個人名は言いません。今小学校が大変なことになっていると。子供たちが休み時間にトイレを利用する時間が間に合わない。学校の対応としては授業中でもいいから行ってらっしゃいと、そういったことになっているそうです。

これから梅雨を迎えるに当たって、子供たちがトイレの使用について不自由になる。まして、上から雨漏りしている、そういう環境の中で、そういう子が大きくなったときに、我が白子町はいい町だと対外的に宣伝できるのか非常に考えるところです。これが子供たちのトラウマにならなければいいと思うんですが、先ほど来出ております。

そういったことにはすぐ対応するとか言われていますが、もう対応するのであれば4月時点で見ているし、もう1点お願いは、これは勝手な言い分かもしれませんが、町長は就任して1年たっております。やっぱりトップとして各担当課とかいろいろいますが、主立ったポイント箇所については、当事者本人がやっぱり現地を見て歩いて、その担当課にいろいろ指示すべきだと思います。はっきり申し上げまして、町長がその点各町のいろんな施設関係に

ついて、十分回られたかどうかお聞きします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 施設関係はほとんど見ております。それでいろいろ検討し、例えば、今、学校もそうですけれども、学校以外に公民館、それから体育館、この辺もひどい状況です。これを今までほとんどやってこなかったわけです。

公共施設等の総合管理計画等ができていますけれども、結局改修のスケジュールとかそういうのはほとんど入れていないんです。もともとの公共施設も40年とかそういう年限、40年、50年たっているという、そういう年限的なものもちょうど来ているわけなんですけれども、一偏に悪くなっているのは事実です。ですけれども、そういう形で例えば排水機場9基も全部見ましたし、コミプラも全部見えています。

それから、いろんな公共施設はほとんど見ております。細かいところまでそんなに、雨漏りのところまでどうかということはあるですけれども、実際見ておまして、そういう中において、これをどうやって計画的にやっていくか、今までそういう計画性がほとんどない状態で管理が不在だったわけなんです。

今回は私も今、最終的にはその体育館と公民館、この辺は公民館に至っては爆裂して下に落ちるような、そういうような状態なんです。じゃすぐ、じゃ公民館を建てられるかといったら、なかなか建てられませんから、あれは最低限の改修をやりながら、それが体育館の雨漏りについても、今、見積りを出してくれということで今やっております。学校だけじゃないです、全ての公共施設がそういう状況だということ、議員の皆さんもよく認識いただきたいというふうに思っております。

ですから、こういうものもどんどん今後進めていきますし、財政的な裏づけも非常に厳しいところがありますけれども、ただやらなかったらそのままにしちゃうということになりますんで、ですから、今おっしゃるように全然見ていないとかそういうことは絶対ありませんで、私はそれなりに全部視察して、それから、いろんな今後のまちづくりについてのいろんなことに関して、全部いろんなところを、例えば東金アリーナとか、いろんなところを見学に行って、いろんなことを今研究しております。

ですから、これは全然1年間たって何もやってこなかったという、そういう言い方をさせるかも分かりませんが、そういうことはないです。ほとんどそういう形で動いておりますから、ご安心いただければと思います。目に見えて物事が出てくるということはないかな、これは具体化に、例えば中に何か建ったんだとか、そういうものは1年じゃとてもで

きませんけれども、そのスタート準備としていろいろなことをやっておりますから、そういうことでひとつご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 大変時間が迫っておりますので、今のやつは再質問とかそういうことじゃない、要望として考えていることは、やれることからすぐやってほしいという。過去ずっとやっていなかったということで、それを変えるために出られて、1年たっているんですが、これを1年、2年考えてやることを考えると、やっぱり同じことになるんで、すぐ行動に移してほしいということを要望します。

もう1点、時間がありません。また南白亀の揚水場、これ3回連続になります。さっき来年5年度云々の話がありましたが、これから線状降水帯とかいろいろ災害が考えられます。そういった中でせっかく予算が決まっている中で、ぜひやってほしいのは、町トップとして、これは県の事業かもしれませんが、受益者は町民、町であるんで、これはぜひ工事がすぐできるように、やっぱりトップが一生懸命頑張らなければいけないんで、それで職員関係も動いて、県のほうには一日でも早く工事再開できるように努力をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、4番梅澤哲夫君の一般質問を終結いたします。

---

#### ◇ 大多和 正之 君

○議長（酒井良信君） 引き続き、11番大多和正之君の一般質問を許します。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、通告順に従い3項目質問いたします。

まず1点目、行政のデジタル化について伺います。

昨年6月に、2021年9月にデジタル庁が創設され、組織の縦割りを排し、国全体のデジタルを主導し、行政のデジタル化に向け、5年間で自治体システムの統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービス向上を進め、書面、押印、対面の抜本的見直し、公務員の採用枠にデジタル職を創設し、高度のスキルを持つ民間人を迎え、官民のデジタル化をダイナミッ



クに進めると発表されましたが、デジタル化に向け現在の進捗状況、今後の考え方を伺います。

続きまして2点目ですが、将来に向けてのまちづくりについて伺います。

白子町公共施設総合管理計画では、昭和40年代の高度経済成長とその後の約20年間に人口の増加、町民ニーズに対応し、学校などの教育施設、町営住宅、公民館、町役場などの公共施設並びに道路、橋梁などのインフラ資産といった多くの公共施設を整備してきました。これまでに整備した公共施設やインフラが次第に改修、更新時期を迎え、今後多額の費用が必要と見込まれますが、安定した公共サービス提供への実現に向け、今後の各種インフラ整備についての考え方を伺います。

続きまして、海岸保全について伺います。

海岸浸食については過去にも質問し、その後、中里海岸の矢板護岸、階段設置、幸治海岸から中里海岸への消波ブロック設置など対策をしていただいております。今年はコロナ禍の影響で3年ぶりの海水浴場開設になり、昨年、おとしには見られなかったにぎわいの夏季観光シーズンになることを願います。

令和2年度に策定された九十九里浜侵食対策計画では、2049年までの30年間で総事業費340億円、10年ごとに分け実施計画を策定し、今回初めの10年間に当たる第1期実施計画が進行中ですが、白子町の計画目標は砂浜40メートル以上の確保、第1期実施計画では海岸利用の多い中里海岸に離岸堤1基、延長200メートル、養浜2万立米となっています。現在の進捗状況を伺います。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えします。

まず、行政のデジタル化、オンライン申請の質問ですが、現状オンライン対応できる手続はかなり限定的でありまして、地方税申告や犬の死亡届、ふるさとしらか応援寄附金の申込みなど、数件にとどまっている状況です。

また、デジタル化とは若干異なりますが、住民課で2種類の証明書、税務課も同じく2種類の証明書について、本年4月からコンビニで交付が可能となっています。

現在、政府のデジタル庁が旗振り役となって、行政分野についてはいわゆる自治体DXの取組が進められているところであります。本町の今後の予定としましては、子育て関係や介護関係の26手続については、令和4年度末を目指して準備作業を進めています。また、転

出・転入については、令和5年1月を目標にオンライン化について検討を進めている段階であります。

続きまして、老朽化が目立つ各種インフラ整備の今後についてでございますが、梅澤議員の答弁と重複しますが、ご指摘のとおりほとんどの公共施設が更新や大規模修繕を要する状況になっています。公共施設個別施設計画などは策定済みであります。町の将来の財政事情と政策目標を加味し、中長期的な視点からこの問題を捉えていきたいと考えております。道路、橋梁から、他の公共施設、箱物、コミプラも含め課題は山積しておりますが、一つ一つ着実に取り組みたいと考えていますので、ご理解ご協力をお願いします。

次に、海岸浸食の件でございますが、海岸浸食対策事業につきましても、千葉県において令和2年度に策定されました九十九里浜侵食対策計画に基づき事業を進めていただいているところであります。

本町における第1期実施計画では、海岸利用が多い中里海水浴場への9万5,000立米の養浜工と、延長200メートルの離岸堤1基の設置が計画されています。その進捗状況といたしましては、計画策定後の昨年度においては1万4,000立米の養浜が行われました。本年度においても約1万立米の養浜が計画されており、また、同箇所計画されている離岸堤の設置に向けても準備を進めているところと伺っております。

町としても早期に整備が図られるよう、できる限りの協力と早期整備について引き続き県へ強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、再質問をいたします。

まず、行政のデジタル化について伺います。

デジタル化に向けての現在の進捗状況、また、取組は説明いただき理解はできました。それでは具体的に伺いますが、白子町が管理する各種施設の申込みで、教育委員会が管理する施設はファクス、メールでの申請が可能になっています。その他の施設においては、申込み開始日に担当課窓口での手続になっているので、今後、利便性などを含め、ファクス、メールでの申請を可能にする考えがあるか伺います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） それでは、大多和正之議員の再質問についてお答え申し上げます。

県の海岸部の自然公園野球場については、ご承知のとおり指定管理者の指定を受けまして、その利用申請につきましては、国民宿舎白子荘の事業終了に伴いまして、この4月から商工観光課の窓口にて行っております。

利用申請については、千葉県自然公園施設管理規則に基づくほか、予約方法については、使用希望日の前々月の第1水曜日、午前9時を予約の開始日として窓口にて行っております。この場合について使用の希望日が重複する場合は、くじ引による抽せんとしておりますので、当日はどうしても窓口にお越しいただくことをご理解いただければと思います。

なお、開始日、次の日、2日目以降については、電話、ファクス等による仮予約も可能としておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 今回の商工観光課長の説明は分かりますが、このコロナ禍でいろいろな方が施設を借りに来るわけですよね、町内の方だけじゃなくて。一応申請はあくまでもメールやファクスでお願いして、そこで重なれば後日抽せんになればいいって話じゃないですか、この簡単なことができないんですか。その辺を伺います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） これにつきましては、春に4月から始めるよというときに、3月から近隣の市町村等聞き取りをいたしまして、近隣の市町村がそういった形でやっているということで、そういった近隣の状況を確認した中で、今回4月からこういうふうにやっやろうよという形で確定をしましたが、大多和正之議員のおっしゃることも分かりますので、今後検討していければと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、続きまして次の質問に移りたいと思います。

将来に向けてのまちづくりということで、昨今の物価上昇、人件費の高騰を踏まえ、今後の白子町のインフラ資産を維持保有するのに必要とされる予算に加え、その予算をどのように捻出するか、考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず本当にたくさんの予算を要するという事は執行部、それから議員各位、皆さん同じ

認識だと思っております。そういった中で、国のほうの地方財政計画というものが毎年例年12月前後に発表されるんですけども、そういった中も非常にだんだん内容が変化してきておりまして、特に今求められているのは、既存施設のリノベーションとリユース、それから脱炭素化に関する取組、それから今ちまたで多く言われているSDGs、こういったものに資するものが優先的になってきているというふうに認識しております。

そういう中で、幸いなことに本町は将来にわたる財政健全化指数というようなものがあるんですけども、将来負担比率というものが比較的郡市内ではいいということになっています。これは具体的に何をいうかといいますと、借入れ可能額が白子町においては結構まだ余裕があるということでございます。ですので、当然国庫補助金、こういったものがある事業を狙っていくのは当然です。その上で有利な起債を活用する、そういったことを含めて財政的な計画を立てた上で進めていきたいと思っております。

先ほど町長も、個別施設計画等はあるけれども財源的な裏打ちが若干劣っておるところがありますから、今後施設に関する財政シミュレーションなども行った上で、皆様にお示しできればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、将来に向けたまちづくりについて再度質問いたします。

人口減少、少子高齢化の時代の流れとともに、町民ニーズや施設の役割、用途も変わってきていると思っております。今後、改修、改築、施設の統廃合に向けて多額の費用がかかると思いますが、町長のこれはやらなきゃいけない、これはやめるというような、今現在の考えをお聞かせください。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） どれを取捨選択という形で、どれをやめてどれをやるかということは、まだはっきり言ってしていませんけれども、明確に計画を立てておりませんが、ただ言えることは、全てのものをそのまま継続することはできない。

それから、今、結局もう令和3年度で子供も29人でございますんで、29人を、7年後にはもうある面では複式学級になるという、そういう予想も出ていますから、学校とかそういうものに関しては、まだはっきりしたことは言えませんが、いろんな検討委員会でもまななきゃいけないことなんですけれども、そういうものはできるだけコンパクトにして、それをして新しいものを建てちゃったほうが絶対安いわけです。

今学校だけの関係で、今シミュレーションを財政のほうで出してもらったんですけれども、これはまだほかには公表していないんですけれども、修繕だけで2億から3億ぐらいかかるんです、学校関係だけで。そうすると新しいものを建てても五、六億の世界ですから、そういう面で効率化からすれば間違いなく新しいものを建ててやったほうが得だということもあります。

結局、学校関係も相当傷んできておりまして、これを細かくやっていくと、施設的には学校1クラスしか使わないのに3クラス分が残っているとか、そういう形になっちゃうわけですから、それは建て替えとかそういう形で新しくやっていったほうがいいと思います。

ただ、体育館とか、そういうものを今、取りあえず応急処置の改修を今考えているところなんですけれども、実際問題として、この間、白潟小学校で、あのような白潟小学校の体育館を1億5,000万かけて改修したわけでございます。

あの施設なんかは、学校が仮に統合になったからといって、そのまま捨てておくわけにはいきませんから、やはりああいうところを活用して、こちらの国民体育館の代わりとか、それをあそこの白潟小学校とかそういうところにどんどん集めるとか、そういう形を取ったりなんかして、できるだけ今の老朽化している施設も活用をしながら、今後、新しいものは新しいものを造っていくという、そういう形でできるだけ費用を抑えて再生していくという形が一番ベストじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） じゃ、最後要望になりますが、しっかりと施設整備の優先順位を見極め、長期的な更新、長寿命化や統廃合などの計画による財政負担の軽減及び予算の平準化も併せて実現していただくようお願いいたします。

続きまして、海岸線の保全について伺います。

第1期実施計画の現在の進捗状況は分かりましたが、今後、実施計画を予定どおりに進めるに当たり、県が事業主体になりますが、町が関係者や地域の調整を行うことが事業が順調に進むと思うが、考え方を伺います。

また、第1期実施計画では中里海岸が中心でしたが、消波ブロックを設置していただいた幸治海岸などが深刻な被害を受けているので、他の海岸の対策も併せて伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまの再質問にお答えいたします。

ご質問がございましたとおり、事業主体は県となりますので、県が主体となって海岸浸食対策事業が図られるわけではございますが、関係者や地域の方々との調整を図るなど、町が協力できる部分につきましては積極的に携わりながら事業促進を図ってまいりたいと考えております。

また、第1期実施計画では中里海岸が中心ではございますが、白子町の海岸全体で進行しております海岸浸食につきましては、県にはその都度対応をいただいているところでございます。幸治海岸に設置していただいた消波ブロックにつきましても、お話のありましたとおり、現在深刻な被害が出ておりますので、さらなる対策について現在依頼しているところでございます。古所海水浴場につきましても、浜崖のような状態になった場合には養浜等の対策を対応していただいているところでございます。

このほか、今後白子町全体の海岸の現状を確認しながら、計画以外の部分につきましても対策の必要が何か所か発生した場合におきましては、適宜その対応について県に要望したいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） じゃ最後に要望して終わりにしたいと思いますが、元の自然とにぎわいを取り戻せるよう、効果的な対策に向け、町長は忙しいですが、ぜひ町長が先頭に立ち、関係各所との調整を密にし、町民への周知もお願いいたしまして質問を終わりにいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、11番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って一般質問、2項目4点について伺います。

1項目として、2020年1月に我が国で初の感染者が確認された新型コロナウイルスによる感染から約2年半が経過をいたしました。これまで約900万人の感染者数、3万人を超える死亡者数となっています。世界を震撼させているこのウイルスは、人々の暮らしを一変させ、経済、産業をはじめあらゆる分野に大きな影響を与えています。この対策事業として特別定額給付金をはじめ、国では継続支援事業として休業支援金や持続化給付金、今も申請受付中である事業復活支援金など、多くの対策が施されています。

本町の産業の多くは中小企業者、個人事業者によるところであり、経営への影響は計り知れないものとなっていると考えています。

町としてどのような状況下に置かれているのか、その実態の把握と、計数として捉えられている部分が調査としてあるのか、町単独事業としてどのような支援をされてきたのか、1点目として伺います。

2点目として、ワクチン接種などの対策が進み、現在では感染状況が落ち着きつつあると判断をされています。人のにぎわいが戻り、都道府県民割などの地域観光事業支援、キャンペーンなどが取り組まれ、産業経済の活性が少しずつでありますが見えてきていると思われまます。国のG o T oキャンペーンはまだ先のようなようですが、これまでを取り戻すときがやっと訪れたように感じますが、町としてどのような産業振興策を考えているのか。地方自治体の手腕の見せどころともなりますので、到達目標も含めて伺います。

2項目として、白子町における小学校の適正配置、適正規模について及び教育施設整備について伺います。

1点目として、昨年の6月、9月の議会でも質問いたしました。小学校の再編について町長の考え方として、教育の効果、施設の効率化を考慮し、できるだけ早く3小学校の統合を図り、新しい学校の開校に向けての準備をしたいとの答弁がありました。このことについてはこれまで厚生文教常任委員会でも論議され、1学年児童数が1桁台、複式学級に移行する前を見通して再編していくことが望ましいとの考え方で推移をしていました。まずは改め

て町長に再編の考え方について伺います。

次に、教育長に伺いますが、近隣市町村、茂原市、長南町、睦沢町、長柄町では既に再編が進んでいますが、地域の事情に合わせて入念な準備がされこれに至ったと聞いています。茂原市では学校再編推進室が設置され、さらなる再編が進められていると伺っていますが、近隣市町村の再編後の状況等がお分かりでしたら情報の提供をお願いいたします。

また、適正規模、適正配置の考え方について、文科省指針等がありましたらお伺いをいたします。

次に、先般開催された白子町小学校適正配置等検討委員会について、内容及び今後の進め方について伺います。

2点目として、先日行いました教育施設等の厚生文教委員及び教育関係者における視察で問題化された施設整備についてお伺いをいたします。

宗島議員、梅澤議員、大多和正之議員からも質問がありましたが、多くの不適切箇所の今後の対応と、将来的な再編を見据えた中での施設整備の整合性についてその考えを伺います。

以上、2項目4点、よろしく願いをいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和秀一議員のご質問にお答えいたします。

本町の産業はご承知のとおり農業と商工業、観光業が中心であり、また、その多くは中小の事業者の方々に占められております。

新型コロナウイルス感染拡大により、町内中小企業者の方々の多くはその影響を受け、特に観光事業者の方々は宿泊者の激減による過去に経験したことのない甚大な影響を受けております。

今回のご質問である、計数としての調査をされているかということではありますが、業種別の売上金額等について改めて調査等は実施しておりませんが、農業への影響については、品目によっては市場価格に大きな影響が出ていることや、入国制限による外国人材不足による労働力の確保が困難な状況にあります。特に飲食店や観光関連産業の米の需要減少による著しい米価下落が生産農家の経営を圧迫しております。

商工業については、中小企業景況調査によると、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等により、需要の停滞により、飲食店、宿泊業などのサービス業がいまだ悪化しているとなっております。



また、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げが30%以上減少している事業者の方を対象とした中小企業等事業継続支援金を交付したところですが、161件の実績となっております。このことから町内中小企業者の相応数の方が売上げ減となっていることが分かります。

また、令和3年中の観光入り込み客数は13万5,000人、宿泊者数8万5,000人で、コロナ禍前の令和元年に比べ観光入り込み客数50万9,000人、宿泊数21万8,000人の減、ともに7割以上の落ち込みとなっております。産業振興策ということですが、農業分野については、昨年度新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、米作農業者の方々に、10アール当たり2,000円の支援金の交付を行ったところです。今年度は水稲防除の農家負担を一部助成してまいります。

このような取組を進めることで、農業者の皆さんの将来にわたっての持続可能な農業、農村づくりに努めてまいります。

また、商工業の分野においては、現在交付金の活用をして、町内商店等のポイントカードによる推進事業、宿泊されるお客様に宿泊施設を通してプラスワンのおもてなしを行う、おもてなし提供事業を行っていますが、加えて今回補正予算でご審議いただきます宿泊料金割引による宿泊施設復興支援事業を新たに追加し、今までの振興支援策をより確実なものとしていくとともに、適宜状況に合わせた支援を追加するなど、新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながらも積極的な支援対応を図り、一日でも早い白子町のにぎわいを取り戻すことを目標に取り組んでいきたいと思っております。

次に、小学校の適正規模についてでございます。

初めに国から出されている学校規模の標準は学級数により設定されておりまして、小中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされております。本町では現在3小学校とも普通学級各学年1学級で、計6学級になっております。

次に、近隣市町村の学校適正規模に対する取組においては、茂原市においては緑ヶ丘小学校と二宮小学校の統合、来年度は本納小学校と新治小学校の統合が予定されております。

次に、睦沢町では睦沢小学校と瑞沢小学校が統合、長南町では長南小、東小、西小、豊栄学校の4校が統合、長柄町では水上小と日吉小が統合しております。さらに茂原市では今後、学校再編に向けて学校再編推進室を立ち上げて、統廃合に向けての議論を重ねております。

本町におきましても、令和3年度の出生者が29名ということで、この子供たちがあと7年後には複式学級になる小学校が出現する可能性が高くなっております。そのために、去る5

月27日に第1回小学校適正配置等検討委員会を立ち上げ、12名の委員の皆様からよりよい教育環境や学校の今後の在り方についてご議論をいただいているところであり、その答申によって学校統合準備委員会を立ち上げることも考える必要があるかと思えます。

次に、小学校の施設整備の進め方についてでございますが、令和2年3月に策定した白子町学校施設長寿命化計画では、令和7年度から令和11年度の間には白湯小学校の管理教室棟の大規模改修、南白亀小学校では管理教室棟の中規模改修、関小学校では、教室棟の中規模改修が予定されております。また、現在小学校の適正規模の在り方について検討しており、小学校適正配置等検討委員会の答申によっては、施設整備の在り方も検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、大多和議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町長の答弁と重複するところがございますけれども、学校の適正規模につきましては、文部科学省のほうから出されておりますように小中学校とも12学級以上18学級以下が標準とされております。

そしてもう一つ、統合されたときの茂原市あるいはほかの町村の統合した後の状況ということでご質問ございましたけれども、私の伺っているところでは、まず小さい学校から複数人が大きな学校に来たということで、コミュニケーション能力がそれぞれ向上しているといったようなところが一つ。そして、多くの価値観に子供たちが触れられるというところが一つ。また、サッカーあるいはドッジボール、そういう集団遊びができるようになってきたといったようなところもございますし、何よりも単学級ですと人間関係が固定化されますけれども、そういう人間関係の固定化がなされなくなってきたといったようなところもございます。

そういうところで、デメリットも多少なりともあろうかと思えますけれども、非常に私の聞いた限りではメリットが大きいなといったようなところが印象として受けるところでございます。

また、これも町長と重複しますが、現在小学校適正配置等検討委員会のほうを立ち上げて、第1回の会議のほうが終了いたしました。委員のほうは12名の方々に委員として活動していただいております。この後、各小学校の施設の訪問、その中で子供たちの学習の様子あるいは施設設備の様子、そういうところをご覧いただくと。そして、それぞれ保護者、

そしてまた当然将来入ってくるであろう保育園の保護者に関してもアンケートを実施していくと。そのための質問等を検討していくといったようなところ、そしてまた既に統合している市町村の学校の施設見学等もしていくと。そして、アンケートの集計をして、3月に教育委員会のほうにその結果を答申していただくと、将来どうしたらいいのかといったようなところで答申をいただくということになっております。

令和2年3月に策定した白子町の学校施設長寿命化計画では、先ほど町長のほうからご説明があったように、小学校のほうでは大規模改修あるいは中規模改修のほうが予定されておりますので、そういう中で将来、予算等の関係もございますので、町長をはじめ当局とその辺については煮詰めていきながら、統合に向けてという答申があった場合には、そちらのほうを施設設備等の予算等も含めて総合的に判断をしていければといったように考えております。

最後になりますけれども、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者、また、将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら、丁寧な議論を進めていければというふうに考えておりますので、今後ともまたひとついろいろとご指導いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは再質問として、まずは町として今の現状をどのように把握されているかというようなことで、計数としても捉えられているかというような質問ですけれども、実際に持続化給付金でありますとか、事業復活支援金でありますとか、この申請については国の事業でありますので、なかなか一町では数を把握できないというふうには聞いています。

県の事業であった中小企業等継続支援金については161件というふうな形で示されましたけれども、また、先般お聞きした中で、固定資産税の落ち込みについても先般の議会でお伺いしております。

こうした中で、相当数の本町の事業、中小企業者でありますとか個人事業主の経営の悪化がやっぱり今見通せるというふうに私も考えています。まずは、町がこれらの事業所あるいは個人事業主の経営の把握の仕方の中で、それぞれを担当する課とか担当する職員がその状況を直接出向いて調査等あるいは聞き取り等をしているのかということをお伺いします。

実際に現場へ出ないと分からないのではないかなと、その状況は。あるいは分からないか

ら次の支援の手だてができないようなこともまた継続的に考えられますので、まずはそれぞれ職員の方々がその事業所に尋ねてみたことがあるのか、町長含めてお伺いをします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今言われたように、じゃ実際に訪ねて聞いてみたのかというお話でございましたですけども、私、今、白子町で一番、ある面では、宿泊業、ホテルの方が一番聞いております。

正直言いまして、ここへ来て大体60%から70%の入り込みというか稼働になってきたんですが、その前は、前年度は、令和2年度は2割から3割というような状況でございまして、ですから常々これは商工会とか、それから各ホテル訪問した段階、それからテニス大会とかで、そういうので聞き込みはしております。

聞き取りをした段階では、ほとんどが去年よりはだいぶよくなってきたと、ここで大体7割ぐらい。ただし、今、結局はコロナがまだ完全に収束しておりませんから、例えば大きい部屋に1人しか泊まれないとか、そういう形で稼働率が相当悪くなることは確かなんですけども、六、七割に戻ってきたというのが現状でございます。

ですから、今後、千葉県割とか、そういうものも出てきて、Go Toが出てくるかどうかちょっと分かりませんが、そういうものが出てきたり、今度、いわゆるいろんな補助関係が出ていったりなんかしますと、かなり戻ってくるんじゃないかというふうに私自身は思っています。ですから、各課でそういう状況はそれなりに把握はしていると思っておりますけれども、実質的なものというのは、大体概要でしか分からないのが現状だというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 大多和秀一議員の再質問についてお答えいたします。

ご納得できるかどうかあれなんですけど、それこそ町長が申しあげましたとおり、観光事業者の皆様には、事ある機会ごとに現状どうですかという形で聞き取りはしているつもりでございます。

また、観光の入れ込み数については、正式に県等に調査として提出している資料がございまして、その関係に基づいて観光の入れ込みについては絶えず調査をしているつもりでございます。

また、中小企業につきましては、町長が午前中、冒頭に申しあげたんですが、企業情報連

絡協議会という組織がありますので、そちらのほうで定期的に意見交換会というものを開催しておりますので、その中に町の現況、当事業者の現況という形で話合いの場を設けておりますので、その中から景気の状態等を把握しているつもりでございますし、また、町の商工会等につきましては、経営指導員の方と絶えずコンタクトを取り、町の状態について把握をしているつもりでございますし、あと、現在ポイントカードの推進事業という形で、事業主体のほうはサービス会となっておりますので、サービス会の役員会または事業の進捗状況等の確認の中で、その現況について町の商店等をはじめとする事業者の皆様の状態の把握に努めているつもりでございます。

以上です。

(基幹産業は観光、商工だけではないので、農業の関係もお願いします  
と呼ぶ声あり)

○議長（酒井良信君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） 農業の関係についてお答えいたします。

農業関係につきましては、ほとんどが個別経営体、要するに個人農家になりますので、それについては、例えば米の計画を出したときにお話を聞くなり、あとはJ A、それから農業委員会の方々に直接意見を聞くとか、そういう形では経営の状態等を把握しているところがございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それぞれの経営状況が比較的把握をしているというふうに理解をしながら、じゃこれから感染が収まりつつある中でどうやって各事業の再生と、それから継続を図っていくかという取組が町の喫緊の課題なり、また、各事業者も町と協力をしながらそれに向けてご努力をしていくものというふうに思っています。

こうした中で、一つは先ほど聞いていて思ったんですが、事業継続再生のための就業人口の確保ということを町長がおっしゃっていましたがけれども、実は我が国というのは、この生産人口がもともと大分減ってきておまして、本来この生産人口が減って、どこもどこも人手不足になっていて、この状況等は深刻なものになります。特に中小企業等あるいは個人事業主については、ハローワーク等に社員あるいは職員の募集を出してもほとんど来ることがないような状況になっています。

もともと国内の産業の維持継続自体が困難な中で、本町としてはどのようなてこ入れをす

るのか、先ほどおっしゃっていましたが具体的なじゃこういう方法があるというようなことがあったら、ご教授願えればと思います。

○議長（酒井良信君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） 労働力の確保につきましては、なかなか厳しい状況であるのはお話のとおりでございますけれども、方策としましては、JA等との関係機関と連携を図るといふことと、あと国・県の助成事業にこういう労働力の確保に対しての助成事業がございます。また、AIそれからドローン、そういったスマート農業を活用することによって労働力の軽減が図れるということで事業を進めていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） この質問についてもう一回しか猶予がありませんので、本町には、実は外国人研修生を受け入れている農家もありますし、その制度にのっとって、その事業を展開している事業者もあります。特に本町のような自治体の場合には、非常に基幹産業的に農業、商工、観光と非常に活発な自治体ですので、そういう部分での労力の確保については、町が積極的に仕掛けをしていくというようなことが私は望ましいのではないかなというふうに思っています。

以前にもありましたけれども、その労働銀行的なものを町が運営しているという方法も実際にはあるわけですので、本町のこの仕組みに合わせた労力の確保の手だてをしていくべきだというふうに、改めて要望をいたしますがいかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かに労働人口がどんどん減ってきた中において、いろんな業種的に確保していかなければいけない業種も相当出てきておると思っています。

この間、先ほど企業情報連絡協議会の中の白子町の結構大手の企業さんの社長さん方に聞くところによりますと、人は採用したいんだけど、人がなかなか採れないということでありまして、ですからこの間、商工観光課のほうで、ホームページから経由した形の人の紹介とかそういうものも今後検討しろということで今後やっていく予定でおるんですけども、正直言いますと、人なら誰でもいいんだというような状態じゃなくて、今企業さんで必要としている相当高度な人間の需要が相当あるらしいんですけども、某製作所さんではあと100人ぐらい増やしてもいいんだけど、ただ実際問題として人が集まらないと、ということでそれを引くにはどうしたらいいかということで、今後、今、私もいろいろな関係

から、人の引き方とか、そういう形のアドバイスをしようということで今いろいろ進めておりますけれども、町としてもある面では、そこの企業さんにそれだけの労働力を提供できるようなサポート体制をどんどんつくっていかないと駄目だというふうに思っております。

ですから、ハローワークの窓口が例えば役場のどっかにあるとか、そういう形のものも結構必要な気もしております、そういう面でも今後いろいろ、いずれにしても三千百数十人しか就業人口がないわけです。やはりこれを4,000人、5,000人にしないと最終的な白子町の人口、これが5,000人になっちゃう形になりますんで、どうにか8,000人を維持したいためにも、そういう就労人口をどうやって増やすかということを私自身は一番考えているところでございます。

ですからその仕掛けづくりについては今後いろんな面で考えていきたいというふうに思っておりますんで、そういうことをご認識いただきたいと思います。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 要望としておっしゃってくれたように、各事業者との連携をしつかりと図りながらその事業者が何を求めているかということ調査をし、あるいは職員が出向していくので、このくらいの積極的な市政をぜひとも展開していただければ、本町いいぞというような形になれると思いますので、その取組をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、教育関係に入りますけれども、先ほどあっちのほうで私はしゃべりましたけれども、前に2回質問したときに、町長はできるだけ早く合併して、それで少しの人数よりも多い人数のほうが、教育長もおっしゃっていましたが、いろんな効果が出てくるんだというふうなことで、もっと早く物事を進めるのかというふうな気がしていたんですけども、まずはもう一回、そこの考え方、できれば任期中にという、前におっしゃってましたので、その辺の考え方に少し考え方が変わっているのかも含めて、手短かにお願いします。時間がなくなってしまうので。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私としましては、小学校の統合に関してはできるだけ早いほうがいいというふうに私自身は思っておりますが、ただこれはあんまりそんなに早急に物事を進めちゃうと反発のあるものでございますんで、そういう面では教育長にそこはなだらかにといいますか、皆さんの合意を得られるような形でどんどん進めてもらいたいというふうに思っています。

それから、結局統合しないで、各小学校に補修を入れたりしたら、実際、新しく建てるのと同じぐらいの予算が必要になっちゃうわけですから、これはどうしても避けなければいけない。それと、今、やった場合のシミュレーションを財政のほうに出させたら、相当な違いが出てくるんですよ。統合したものとしないのでの差が相当出てきますんで、その辺も含めて今後うまく検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。教育長のおっしゃったように、先般開催された小学校の適正配置等検討委員会の一連のこの答申をしっかりとまた受け止めさせていただきますので、それからの検討ということで考えさせていただきたいと思います。

もう一つ、町内の3地区の未就学児童の状況を調査すると、複式学級になることはまだないのではないかとこのように、たまたま今1歳児が28人というふうになっていますけれども、複式というのは両方、例えば1年、2年が両方1桁になったときに複式を組むことであって、単学級はまだそういうふうな状況で、あるいは転入等も考えると、まだ複式という考え方にはならないというふうに理解をしますが、これについてはまた後でお聞きをしたいと思います。こうした中で思われるのは、今、3小学校を一つにしたときに、今、どこかの学年では3クラスになるというふうに試算ができます。上の学年になるでしょうけれども、それで今早急にこれをしようとする、現行、関、白濁、南白亀の校舎では、これが不可能になります。しかしながら、3年後、5年後になると、全体的に1クラスが2クラス、で6学年になることができます。

そういうことを含めて、先ほど企画財政課長が言っていましたけれども、リノベーション、リユースを考えながら、新しい学校の候補地も視野に入れる。例えば白濁小は、特別教室棟とそれから体育館が大規模改修、1億5,000万を体育館にかけましたけれども、特別棟も六、七千万かけましたけれども、こういうものをしっかりと利用しながら、まずは、あとは本校舎のリノベーションをかけてやれば、ここでも対応できるというふうに考え方としてはありますが、その辺のことを含めて、もし新しい候補地、新しい敷地をお考えがあるとするならば、どこにお考えですか、町長。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、例えばこの間、総額で2億5,000万かけた白濁小学校の改修を使ったわけなんですけれども、ここに関して、ここにじゃ3小学校を集めればいいのかということも言えるわけなんですけれども、これはちょっと現実的じゃないと思います。



今、中学校のところのほうに新しく統合の小学校を造って、小中一貫でそれで特別教室とかいろんなものは、運動場とかそういうものは共用するような形のほうがより効率的だというふうに思っておりますんでね。ですから、白潟小学校の体育館はもうできちゃったものはしょうがないですから、あれは、国民体育館とかそういうものに振り替えていくというふうに考えればいいんじゃないかと思えます。

それから、これは先ほどのお話では、7年後には大体どっかの小学校で複式学級になるというのは大体シミュレーションできるんですよ。ですから、これは少なくとも5年以内に統合という形が望ましいというふうに私は思っております。そういうことでご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） そこらは町長おっしゃったように先を見据えてしっかりとした対応を、時期を決めてやるのが望ましいというふうに私も考えています。

2項目の全体の要望として時間がなくなってまいりましたので申し上げますが、事業の継続支援については、置かれたそれぞれの事業者の状況を把握していただくのと、それに対して、どの事業者がどんなことで考えて困っているというようなことを的確に把握をして、取組案内を周知していただく必要を感じています。限界ある支援だと思いますが、その取組が町を活性させる起爆剤となりますし、町民との一体化が図れるものだと私は思っています。膝を交えての場づくりをよろしくお願いを申し上げます。

また、小学校の適正配置については、白子町の実情、地域への理解を進めながら、学ぶ児童の教育効果が期待できる方向性への取組を、時期を決めて進めることを強く求めて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初にインボイス、適格請求書について伺います。

2019年10月から消費税率が10%に引き上げられましたが、この増税に伴って、増税から4年後の2023年10月にインボイスが導入されることになっています。国税庁は昨年10月から事業者登録を開始し準備を始めています。

現在の消費税の納税は、事業者がお客から受け取った消費税と、仕入れの際、自分が払った消費税との差額を計算して、その差額分を納税します。この本則課税は、帳簿により年間売上額と仕入れ額により計算されます。また、年間売上げが5,000万円以下の場合、簡易課税方式を選択できます。そして、年間売上げが1,000万円以下の小規模事業者については、消費税の納税が免除されます。

国は食料品などに軽減税率が適用され、複数税率になると正しく納税の計算がされたかどうか、帳簿だけではチェックできないなどとインボイスの導入を決めました。

これまでとの大きな違いは、インボイスは特定の様式が決まっているものではないとされていますが、取引の年月日、品目、金額に加え、必ず記載しなければならないのが、税率ごとの消費税額と事業者ごとの登録番号です。また、課税事業者が消費税の申告をする際、免税事業者に支払った経費が引けなくなること、適格請求書と間違われるおそれのある書類や偽りの記載をした適格請求書を渡した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられるなど、犯罪になること等です。

免税事業者は、インボイスを発行しない仕入れでは消費税の控除は認められません。従来どおり税込みで請求するためには、課税事業者を選択しなければならなくなります。さらに、課税事業者を選択した場合は、赤字経営になっても消費税を納めなければならなくなります。

このように、インボイスが導入されれば、これまでは消費税を納税しなくてよかった小規模の事業者に新たに税負担がのしかかるなど、大きな影響が出ると思われれます。商店や自営

業者だけでなく、フリーランスで働く人々にも広く影響が及びます。このままでは営業と暮らしが脅かされ、コロナ禍で受けた打撃からの回復もおぼつかなくなってしまうと思います。インボイス制度導入による町内の事業者への影響について伺います。

次に、シルバー人材センターへの影響についてです。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の調査によりますと、加入会員数は全国でおよそ70万人、団体数は1,335団体、契約金は3,036億円、1人当たりの平均請負額は43万4,700円となっています。1人当たりの年間収入が税込み43万円という会員にも消費税の納税が生じます。

インボイス制度がスタートすれば、課税選択をしても50万円の収入で2万5,000円の消費税を納入しますが、免税事業者のままでは年5万円の減収となります。全会員が免税事業者のままでは、消費税納税額も会員に支払う報酬額が仕入税額控除できなくなるため、シルバー人材センターの経営が困難になります。町はシルバー人材センターへの影響について、どのように考えるのか伺います。

2点目は、教育問題について伺います。

最初に、新型コロナウイルス感染症による子供たちへの影響についてです。

長引く新型コロナウイルスの影響により、子供たちは体を動かすことも少なくなり、ストレスや体の不調を訴える子供もいるようです。また、マスクの着用が当たり前の今、相手の表情が見えず、コミュニケーションの阻害などの影響を受けています。この間、町内の小中学校では、徹底した感染対策を取りながら授業や学校行事、給食、部活動などを続けてきたと思います。このような状況の下で、子供たちにどのような影響があるかと考えるか伺います。

次に、学校給食の無償化についてです。

コロナ禍により景気が低迷し、生活困難な状況が長期に及んでいます。その上、食料品、公共料金、ガソリン等の物価高騰が暮らしを直撃し、多くの保護者が経済的に苦しい状況となっています。

日本国憲法26条には、義務教育はこれを無償とすると明記されています。学校給食は、成長期の子供たちの心身の成長、発達を支え、実際の給食を通して食について学ぶ教育には不可欠のものです。教科書と同じように無償化を考える時期だと思えます。

2021年4月時点で県内27市町が全額補助あるいは一部補助を実施しています。近隣では長南町、大多喜町で全額補助、睦沢町や大網白里市などでも一部補助をしています。私は昨年も同様の質問をしましたが、物価高騰で苦しい中、給食費の無償化についての町の考えを伺

います。

3点目は、災害対策についてです。

最初に豪雨対策についてです。

今年も既に関東は梅雨入りし、豪雨やひょうによる被害が出ています。また、これからは台風シーズンにも入ります。近年、梅雨の大雨や夏のゲリラ豪雨などの短時間豪雨が増えています。これは気温上昇と関係しています。

大雨特別警報は、既に災害が発生しているか、発生してもおかしくない事態の下での警報です。この場合、避難の方法は限られますし、緊急避難の選択肢は多くありません。こうした深刻な事態に至る前に、どのように住民の安全を確保するのが重要です。毎年のように豪雨災害で甚大な被害が発生するたびに、行政の対応が問われています。

町内でも短時間の大雨で床下浸水をしてしまった家や、道路の冠水で家から出られなくなるなどの地域があります。町では豪雨対策について、どのように考えるのか伺います。

次に、感震ブレーカー設置についてです。

感震ブレーカーは、地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災、電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する通電火災の発生を抑制する効果があります。

地震火災の6割以上は電気だそうです。阪神・淡路大震災のときは61%、東日本大震災のときは65%が電気によるものだったそうです。この感震ブレーカーを普及させるため、町として補助を検討して災害に備えてはどうかと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、市川議員のご質問にお答えします。

ご承知のとおり、令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式について、インボイス制度が導入されます。インボイス制度とは、適格請求書等保存方式のことをいい、発行事業者の登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額の所定の記載要件を満たした請求書が適格請求書、インボイスであります。インボイスの発行または保存により、消費税の仕入れ額控除を受けることが可能になります。

インボイス制度は売手側、買手側、双方に適用され、売手側は取引相手である買手側から求められたときはインボイスを交付し、買手側は取引相手である売手側から交付を受けたイ

ンボイスの保存が必要になります。

ご質問の町内事業者への影響ということですが、地域性による影響の違いは特段ないと思われませんが、インボイス制度で免税事業者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができなくなることから、町内の個人事業主等で年間の課税売上高が1,000万以下の納税義務が免除されている免税事業者の方も取引事業者の状況により、インボイスが発行できる適格請求書発行事業者となる必要があります。

適格請求書発行事業者になることで、年間の売上高が1,000万以下であっても免税事業者にならずに、消費税の申告義務が生じることとなります。また、課税事業者にならないことで、課税事業者の取引先と取引をしてもらえない事態が懸念されます。その他、インボイスに対応したレジの導入やシステム改修、経理事務が煩雑化することが予想されています。

ただし、インボイスの制度の中で特例が設けられており、生産者が農協や卸売市場へ委託販売する場合は、条件等を満たし特例を適用すれば、生産者の農協等に対して適格請求書を発行する必要はなくなるものであります。今までどおり、消費税を支払わなくて済むこととなります。

また、直売所の場合も特例があり、適格請求書発行事業者となる必要はありますが、媒介者特例により、直売所で生産者に代わって適格請求書を発行することができます。

次に、インボイスについてシルバー人材センターの影響ということでご質問がありますが、シルバー人材センターへの影響については、インボイス制度の導入後は会員が免除となる消費税の部分を課税仕入れ等に係る消費税額として控除することができなくなるため、シルバー人材センターの納税の義務が生じてきます。

インボイス制度の導入に当たって、シルバー人材センター事業への影響が大きいことから、全国的な問題として制度緩和措置の要望等が出されていることを承知しております。今後、国の動向を注視するとともに、関係機関と連携しながら制度の理解と周知を図りたいと考えています。

次に、教育問題でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休校や学年閉鎖、そして学校、教育活動全体への影響により、行事の中止や縮小など、全国的に様々な活動が制限され、学校生活は一変しました。これらのことによる子供たちのストレスや不安は多岐にわたり、数値化できないところではあります。学校現場において教育相談や学校生活アンケートを実施したり、各学校に配置されているスクールカウンセラーを活用したりして、児童・生徒の心身のサイン、

また心のサインを見逃さないような環境づくりに取り組んでいるところです。

さらに、様々な悩みを抱えている児童・生徒たちのために、千葉県子どもと親のサポートセンターをはじめとする相談窓口を各家庭に周知しています。

幸いに、白子町の子供たちはコロナ禍に負けず、明るく元気に学校生活を送っております。引き続き、基本的な感染症対策を実施した上で、子供たちがストレスや不安を感じることなく、学校生活が送れるような環境づくりと予防対策を講じていきます。

続きまして、学校給食の無償化について申し上げます。

現在の本町における学校給食ですが、中学校が1食当たり315円、年間200日とした場合、1年間で6万3,000円、小学校が270円、5万4,000円となります。給食費については、学校給食法により学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとなっており、毎月納入をいただいているところであります。

しかしながら、昨今、新型コロナウイルス感染症による影響が長引き、収入が不安定な状況にある家庭や、物価高騰の影響による家計負担の増加が懸念されているところであります。

学校給食無償化については、県内の自治体においても安全無償化ではなく、一部補助という形で実施しているところもあります。先日、県議会においても、熊谷知事が子供の多い世帯を対象に年度内に実施できるように、速やかに準備を進めていくと述べておられます。

本町においても、近隣市町村がどのような形で運営しているか、また今後どのような運営をするのかなど情報収集に努め、併せて国や県からの支援策等、今後の動向を注視し、完全無償化にこだわらず、様々な観点から前向きに検討していきたいと思っております。

次に、災害対策について、豪雨対策であります。白子町の災害対策については、県のガイドライン等を基に白子町地域防災計画を策定し、運用についてはマニュアルも作成しております。豪雨対策については、地域防災計画の風水害編に対策内容は記されているところです。気象庁等の情報を基に警戒レベルに応じた対策を施しますが、町民の安全確保が最優先と考えております。また、避難所運営マニュアルを作成し、避難者への対策も講じております。

近年、異常気象による集中豪雨の発生については承知しています。災害対策は何よりも初動体制が重要であり、町民には防災行政無線、緊急速報メール、SNS等を活用し、特別警戒が発令される前に、命を守る最善の対策を実施してまいります。

次に、感震ブレーカーについてですが、東日本大震災、阪神・淡路大震災の停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が多発したことにより、その対策効果が見直されたと認識

しております。工事の不要な簡易的なものでは、数千円の程度の購入ができるため、町からの補助金の助成は今のところ考えておりません。

しかしながら、今後、町民の声や社会状況を考慮しながら対応を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは一問一答で、まずインボイスから質問をさせていただきます。

この制度は、まだまだ一般的にはあまり知られていないというのが現状ではないかと思えます。しかし、これは、例えば赤帽さんのような配達業ですとか、個人タクシーですとか、それからヤクルトレディですとか、いろんなところに、ありとあらゆるところに影響が出るというふうに言われているわけですが、このインボイスに対する周知あるいは相談体制というのが、町として今後つくられていくのか。

例えば商工関係でしたら、商工会が中心になってやっていくんじゃないかと思うんですが、町としてその辺をどのように相談体制、対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 市川議員の再質問にお答えいたします。

商工事業者につきまして確認を取りました。町の商工会のほうでは、この秋2回を予定しておるといことなんですが、商工会員を対象といたしまして、専門家による講習会を実施し、その対応に当たるということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 商工会、町の商店関係はそのように商工会が中心になってやると思うんですが、農業も農協特例などあるわけです。それは漁協にもあるというふうに言われていますが、やはりなかなか農業関係者にしても、農協にそれは必ず品物を出荷している、それで農協で金銭面で管理をする、その場合には農協特例になるということなんですが、なかなかやはりそれが一般的に農業者にも通じていかないというのが現状だと思うんです。

これがちょっと新潟のJAの中央会で出したもので、このような図入りで非常に分かりやすい形で、JAがもうこれは作った資料なんですけれども、何らかの形で、いろんな形で町がやはり主体となって、それぞれの生産者ごと、それぞれの事業種ごとに周知をしていく、そういう相談体制をやはり整えていかなければならないのではないかと思うんですが、その

辺はどうでしょうか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このインボイス制度に関しましては、私ども行政機関も対象となっております、取引先の企業等に我々自体が適格事業者にならないと、不都合を与えたり不利益を与えたりしてしまうというおそれがある、そういう認識は持っております。

これ実は町に対しましても、総務省というような機関を通じてお知らせが来ているだけでございます、今のところ。これは国税庁などを通じて民間、業界団体等の指導監督をする官庁がございまして、そういったところでのまずは周知徹底ということがなされておるわけございまして、現時点で町で町民全体を対象にしたといたしますか、そういったものを検討してはならない段階でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今、先ほど答弁の中でもちょっとあったんですが、多くの地方議会ではインボイス中止を求める意見書が今出されております。それから、日本商工会議所ですとか、日本税理士会連合会、全国シルバー人材センター、中小業者団体などが廃止ですとか、凍結あるいは延期、見直しを表明しているわけです。

私も現状ではこの住民の暮らし、地域経済、それから地方行政にも深刻な打撃を与えるこのインボイス制度導入は中止することを表明しまして、次の質問に移らせていただきます。

シルバー人材センターなんですが、町内を走っていますと会員の方の作業をよく見かけるわけです。町のシルバー人材センターのまず会員数は何人いらっしゃるのか伺います。

それから、こうした会員に課税業者へのお願いは、実質上できないのではないかとというふうに私も思うんですが、では発注元に、じゃ、10%の発注価格の引上げをお願いできるのかといえば、それも無理ではないかと思えます。そうしますと、シルバー人材センターが消費税をかぶるということになります、収支相償で剰余金を積み立てない公益法人としては、払いようがないのではないかと思います。

そこで、厚労省から地方公共団体が発注する業務について、インボイス制度の導入や近年の最低賃金の上昇傾向を踏まえた価格転嫁の必要性をご理解いただき、適正な価格設定をお願いしますとの通達が来ていると思えますが、この価格転嫁について町はどのような対応をしていくのか伺います。



○議長（酒井良信君） 健康福祉課主幹、三橋久美子君。

○健康福祉課主幹（三橋久美子君） 市川議員の質問にお答えいたします。

現在、令和4年5月末現在のシルバー人材センターの会員数は111名となっております。

後者の質問ですけれども、町シルバー人材センターでは制度改正への動きに対応すべく、県シルバー人材センター連合会や税務署主催の研修会などや積極的に参加していると伺っておりますが、具体的な方策はまだ決まっていないとのことでした。

町シルバー人材センターだけの問題ではなく、全国のシルバー人材センターの大きな問題となっておりますので、また今後の動向を見極めて何らかの指針が示されていくものと思われると思います。

以上となります。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そういう形で、シルバー人材センターが消費税をかぶるということはずできない、会員が負担するということもできないということで、厚労省が町が発注する事業、シルバー人材センターに発注する事業をそれなりに価格転嫁をして、上乘せをするということでしょうね。

そういう形で、シルバー人材センターへの発注を協力できないかというような通達が来ていると思うんですが、それは実際に来ているのかどうか。県のほうには来たということなんですが、それ伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課主幹、三橋久美子君。

○健康福祉課主幹（三橋久美子君） 現在のところでは、まだそういう情報は分かっておりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） シルバー人材センターが立ち行かなくなれば、この111人という会員も仕事を失いかねないという事態にもなりかねないわけです。ですから、町として今後、支援の在り方をやはりまとめることをしなければならないのではないかと思います。また同時に、国に対してやはり支援を求める、いろんなそういう形での支援を求めるなどの努力をすることをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、教育なんですが、子供たちは自粛の中でも元気に学校生活を送っているという答弁ございましたが、今、県が教育活動の中でそういう必要以上に自粛をせずに、できる限り実

施することが望ましいという方針を示したわけですが、町ではどのような対応をしていくのか伺います。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、市川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度、小中学校のほうでは、既に校外学習、また体育祭、修学旅行などの学校行事、あるいは日常の教育活動は、多少の制限は設けながらも実施しているところでございます。

町といたしましては、基本的にはこの4月に文科省より出されました学校の新しい生活様式、そして千葉県教育委員会から示されました新型コロナウイルスの影響を踏まえた教育活動の制限緩和に準じながら、児童・生徒の成長に欠かせない様々な体験や活動が必要以上に中止、縮小されないよう、必要な感染症対策の徹底を図りながら、様々な活動を制限するのではなく、おっしゃったように段階的に本来の活動を取り戻しながら教育活動の制限を緩和して、子供たちの学びをとめることのないよう教育活動を進めるよう、校長会議等でも私のほうから指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 少しずつそうやって子供たちが自由に伸び伸びと暮らせる、学校生活を送れるようになるということはいいいことだと思います。

ただ、県の方向性どおりに実施していくということが、やはりある意味少しでも不安がやはり残るのではないかと思うわけですが、現状ではコロナウイルス少なくなっているとはいっても、感染状況がどうなのか。やっぱりこうした実態をきちんと見極めた上で、実施していかないといけないとは思いますが、その辺についてはどうなのか。

それから、マスク着用、マスク着用は原則としてまだあると思うんですが、マスク着用による弊害についての対応が大事だと思うんです。

例えば相手の表情が見えないために、心の問題、表情が読み取れないために、いろいろな精神面での問題が出てくる。それからあと、マスク着用によって口を開いている時間があって、口への影響が出てくる。いろんなそういう弊害、いろんなそういう健康面での弊害が出てくると思うんですが、そうした対応についてはどのようにしていくのか伺います。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） やはり新型コロナウイルスの感染拡大等につきましては、地域の多分誤差もあろうと思いますので、その地域の実情に合わせながらということで現在進めてい

るところでございます。

幸い、白子町におきましては、今現在、小中学生でコロナに感染している児童・生徒を把握しておりませんので、できるだけ通常の教育活動に準じた形で日常的な教育活動を進めていければというふうに考えております。

またもう一つ、マスクの着用の件でございますけれども、今朝ほどの新聞にもありましたが、体育あるいは部活動でも熱中症の危険性も鑑みて、マスクの着用はしないようにというように話が出ておりますので、そういうところは各学校のほうには引き続き教育委員会のほうからもお願いをしていきたいというふうには思いますし、またマスクをしておりますと、確かに市川議員おっしゃるように、表情が読みづらいといったようなところもあります。そういうところも学校のほうでは日常の生徒観察のほうも欠かさずに行っておりますし、教育相談も定期的な教育相談ということでやっております。

また、相談活動というのは、チャンス相談ですとか定期相談ですとか、そういうものが各学校のほうで行われておりますので、そういうものを通して子供たちの心のケアに努めていければというふうに考えているところでございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今、教育長おっしゃられたように、コロナ禍においていち早くそういう、マスクはそうやって実情に応じて外す、つけるというのを見極めていっていただきたいと思っておりますし、不調だと思われる子供たちがもしいた場合は、それをいち早く見極めて、全ての子供たちが元気に学校生活を送れるように、力を尽くしていっていただきたいというふうに思います。

それでは次に、給食の無償化についてですが、今、町長が一部補助でもこれから調査して考えるというようなご答弁だったんですが、県内では一部補助自治体が最近になってさらに2市増えたというように新聞報道にもされておりました。少しずつこうやって一部補助とかの自治体が増えているわけですが、今、町長おっしゃられたように、県内とか、それから県の動向なども見ながら、一部補助からでも実施できるようにできれば進めてほしいなというふうに思いますので、その辺はよろしく申し上げます。

それから、文科省から先ほど東海林議員の質問の中にも出てきましたが、原油価格、それから物価高騰等に対する総合緊急対策についてとしたものが、国のほうから臨時給付金、交付金が出てきたんですが、それが文科省のほうでは、給食費の値上げ抑制にこの交付金の活用を自治体に要請する通知をしたというふうにあるんですが、これについて町の対応はどう

でしょうか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

既に給食センターの側からコロナの交付金、物価高騰に対するその対応の要望ということで、金額はまだちょっと未確定なんですけれども、その要望は受け取っております。企画財政課に既に提出があるということでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） この物価高騰の中で、やはり学校給食に対する支援というのは、やはり待たなしの状況ではないかと思われるわけです。

しかし、今、センター側がそうやって要望を出しているということなんですが、この臨時交付金は1年限りのものというふうに、そういう措置だというふうに聞いているわけですが、このまま物価高騰の状況が続いていった場合、給食費を値上げするというわけにもいきませんし、かといって、じゃ、品数を減らすのかといったらそれもできないと思うんで、その辺の今後の対策をやはりしなければならないのではないかと思います。

そういう中で、自治体によってはそれを町の一部補助として物価高騰分を補助をするという自治体も今出てきているわけです。ですから、この1年限りの臨時交付金が終わった後、今の状況が続いていたら町として、じゃ、どのように考えていくのか、その辺の見解について伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まだ先のことで、ちょっと予断を許すような発言になってしまいますとちょっと問題あるかもしれませんが、状況見ながら関係機関が色々ございますので、そういった中で給食費の下げることの恒常化が可能かどうか、こういったことは今後の課題として検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。それでは時間がありませんので、最後、災害対策要望だけで終わります。

いつ起こるか分からない災害なんですけど、近年はとて豪雨という状況が増えてきている

わけです。ですから、私たち町民も災害についての認識をしっかり持って、町も常に災害時にもたつかないように、しっかり対応を取れる体制を整えていってほしいというふうに思います。

それから、耐震ブレーカー安いものですが、ぜひこれを普及させるために幾らかでも補助を要望しまして、質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

ここで着席のまま暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時42分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書を議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2として発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書を議題とすることに決定いたします。

◎発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ないし追加日程第2、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書までを一括議題といたします。

提出者により趣旨説明を求めます。

発議案第1号及び発議案第2号について、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、発議案第1号についてご説明申し上げます。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年6月10日。

提出者、白子町議会議員、宗島理仁。

賛成者、白子町議会議員、市川隆子、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の会議冒頭、日程第6において、議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第1号に伴う発議案であります。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指し、子供たちの居住地、地理的な差異や扶養者の経済的な条件に影響されることなく、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の最も重要な責務を果たすため、必要不可欠な制度であります。

よって、国においては最優先の行政課題として、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるため、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ、財務大臣、文部科学大臣及び総務大臣に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を提出するものであります。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

続いて、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年6月10日。

提出者、白子町議会議員、宗島理仁。

賛成者、白子町議会議員、市川隆子、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の日程第7において、議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第2号に伴う発議案です。

国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等、充実した教育を実現させるためには、教育関連予算の十分な確保が必要不可欠です。

そこで、震災からの教育復興に関わる予算の拡充、小人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画の早期策定など8項目について、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ財務大臣、文部科学大臣及び総務大臣に対し、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書として提出するものです。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について、質疑を

行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日6月11日から6月16日までを、議案調査のため休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日6月11日から6月16日までを休会にすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） 本日の会議はこれをもって終了いたします。

6月17日は定刻より会議を開きます。



これにて散会いたします。

散会 午後 3時50分

## 令和4年第2回白子町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和4年6月17日(金)午前10時開議

- 日程第 1 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(白子町税条例等の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 2 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第2号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第4号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第5号 白子町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第6号 白子町公共施設等総合管理計画の改訂について
- 日程第10 議案第7号 令和4年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第11 報告第1号 令和3年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第2号 令和3年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第13 報告第3号 令和3年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について
- 日程第14 報告第4号 令和3年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番 今井滋則君

2番 大多和正夫君

3番 北田百人君

4番 梅澤哲夫君

5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	8番	今関勝巳君
10番	板倉正道君	11番	大多和正之君
12番	齋藤鉄也君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齋藤雄君
産業課長	齋藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課 主幹	三橋久美子君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食 センター所長	田邊治幸君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	鈴木貴文	書記	畠山優也
書記	中古珠輝也	書記	篠崎勇祐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） これより本日の会議を開きます。

---

◎承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第1、承認第1号 白子町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについてないし日程第2、承認第2号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

承認第1号、第2号の提案説明について、ただいまからいたします。

まず、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年6月10日提出、白子町長、石井和芳。

内容につきましては、税務課長より説明をいたします。

続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年6月10日提出、白子町長、石井和芳。

こちらも税務課長より内容説明をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 内容説明を求めます。

税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

それでは、提出議案説明資料により説明させていただきますので、1ページ目をお願いいたします。

専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、その他関連する政令及び省令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、これら改正法と整合性を保つために、当該条例について改正の必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

今回の改正で主なものについて、ご説明させていただきます。

固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付等に係る措置について、第73条の2及び73条の3関係でございます。

これは、住所が明らかにされることにより人の生命等に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置（住所に代わる事項等）を講じたもの、またはその写しを固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳記載事項に係る証明書の交付に供することができるものとするものでございます。

登記事項証明におけるDV被害者等の保護に関わる住所の取扱いを踏まえた対応でありまして、登記事項証明書は誰でも取得可能なため、登記名義人がDV被害者等である場合、登記事項証明書の発行を通じて住所が漏れるおそれがあるため、これに対する措置ということになります。

続きまして、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関わる課税標準の特例措置の創設でございます。

附則第10条の2関係でございますが、これは特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税について、課税標準の最初の3年分、価格に4分の3、参酌基準でございますが、を乗じて得た額とする。

これは、令和元年東日本台風や、令和2年7月豪雨をはじめ、日本各地でこれまでに経験したことのない豪雨により深刻な洪水や氾濫が発生しており、大規模な水災害の発生を想定し、流域治水の実効性を高めるために、令和3年5月10日に改正された同法の一部を改正する法律への対応となります。

次に、熱損失防止改修住宅に係る税額の減額措置の要件の見直しでございます。10条の3関係でございます。

これは、省エネ改修を行った住宅に係る特例でございます。平成26年4月1日以前から所在し、熱損失防止工事（断熱改修工事）に合わせて、一定要件の下、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、または太陽熱利用システムの工事を行った住宅についても、新たに固定資産税の減額の対象とするものでございます。

カーボンニュートラルに貢献できる税制措置に対応しての減額基準であります。現行の平成28年度基準は、それ以前の平成25年度基準を踏襲していることから、減額措置の対象を25年度基準とし、平成26年までと拡大したものでございます。良質な省エネ、創エネ改修を支援する観点からの改修工事で、要件を満たすものが対象となります。

次に、固定資産税、土地の特例について、附則第12条の関係でございます。

税額が、商業地等の固定資産税について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とするものでございます。税額が上昇するものについては、白子町には該当ございませんが、法律の改正上、改正したものでございます。

続きまして、個人住民税になります。個人住民税ですが、個人住民税における住宅ローン控除の延長についてであります。附則第7条の3の2関係でございます。

所得税における住宅ローン控除の適用期限を延長するもので、控除対象期間を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者に、所得税額から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

なお、住宅ローン控除につきましては、消費税率の引上げに伴う住宅の事業変動平準化対策として行われてきておりまして、今回は新型コロナウイルスの感染症による影響に踏まえた適用条件の弾力化も加わり行われてきておりまして、これを踏まえて期間を7年までという事で延長するものでございます。

その他、法令改正に合わせた規定の整備を行っております。これは、法律及び省令等の改正に対応するための引用条項等の整備を行ったものでございます。

続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

まず、専決の理由ですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、当該条例について改正の必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定により専決処分したものです。

それでは、提出資料により説明させていただきますので、2ページ目をお願いいたします。  
改正内容につきましては、第2条の国民健康保険税の限度額の改正を行うものでございます。

次ページ、3ページの記載の表のとおり、基礎分の課税限度額を、限度額の63万円から2万円引き上げ65万円とし、後期支援分の課税限度額を現行の19万円から1万円引き上げ20万円とすることで、合計の課税限度額を現行の99万円から102万円とするものでございます。

以上で、専決処分をいたしました白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

なお、資料といたしまして新旧対照表を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

承認第1号、承認第2号につきましてご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、承認第1号 白子町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 国保の医療分の限度額が今回引上げ、基礎分が引き上げられたわけですが、介護分は据置きとなっております。今回の改正によって、何世帯の方々が増税とな

ったのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） お答えいたします。

今回の対象となるのが33世帯でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 国保というのは、子供の多い世帯ほど均等割が多くなって、負担が大きくなるというふうに言われているわけですが、所得、幾ら以上から増税対象になるのか。国基準では600万ぐらいというふうには言われているんですが、町のほうではどうなのか。また、限度額引上げによる影響額は幾らなのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） すみません、金額については、うちのほうに今現在ちょっと手持ちがございません。申し訳ございません、把握してなくて申し訳ないです。

ただ、影響額につきましては、全体で82万円程度と計算が出ております。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、専決処分について反対の立場から討論します。

今でも高過ぎる国民健康保険税の医療分の限度額3万円も引き上げ85万円にしましたが、21年度は新型コロナの影響で据置きでした。

国保税は、加入世帯の収入に応じて高くなりますが、厚労省の試算では単身世帯で所得が約910万円以上だと上限額に達するとされています。

40歳から64歳の加入者は介護保険料も支払うので、上限額が年に102万円になります。今回の改正は高所得者への負担増と言われていますが、子供が多い世帯ほど高くなるため、所得が国の試算では600万円ほどで、上限額を支払わらざるを得ない世帯もあります。これは年間所得の2割近くを占める高額負担になります。

全国知事会も求めているように、国保税は国庫負担増で引き下げるよう国に要望することを求めて、反対討論とします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。



(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（酒井良信君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月10日提出。白子町長、石井和芳。

候補者、白子町福島5番地1、諸岡あけみ。生年月日、経歴は資料のとおりでございます。

以上、推薦についてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

諮問第1号は、原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに決定いたしました。

---

### ◎議案第1号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第4、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第10、議案第7号 令和4年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年6月10日提出、白子町長、石井和芳。

これは、総務課長より内容説明をさせていただきます。

議案第2号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年6月10日提出、白子町長、石井和芳。

こちらも総務課長より内容説明をいたします。

議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年6月10日提出、白子町長、石井和芳。

これは税務課長より内容説明をいたします。

議案第4号 白子町介護保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年6月10日提出、白子町長、石井和芳。

これは健康福祉課主幹より内容説明をいたします。

続きまして、議案第5号 白子町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年6月10日提出、白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長より内容説明をいたします。

議案第 6 号 白子町公共施設等総合管理計画の改訂について。

白子町公共施設等総合管理計画を改訂することについて、白子町議会の議決をすべき事件を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出、白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長より内容説明をいたします。

次に、議案第 7 号 令和 4 年度白子町一般会計補正予算は、次に定めるところにより、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,122 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 1,322 万 7,000 円とする。

令和 4 年 6 月 10 日提出、白子町長、石井和芳。

こちら企画財政課長から内容説明をいたします。

以上、議案第 1 号ないし議案第 7 号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第 1 号及び議案第 2 号の内容説明について、総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の 3 ページをご覧ください。

今回の改正は、監査委員の報酬に識見を有する委員（有資格者）を追加し、月額報酬を 5 万 2,400 円とするものです。

この条例は、公布の日より施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第 1 号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 2 号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の 4 ページをご覧ください。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国会議員の選挙における選挙運動に関し、最近の物価変動を鑑み、選挙運動用自動車の使用等に要する限度額が引き上げられたことに伴い、白子町長及び白子町議会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等に要する限度額を引き上げるため改正するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

なお、改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。ご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第3号の内容説明について、税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、提出議案説明資料の4ページをお願いいたします。

今回の改正内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少した被保険者世帯に対し、国民健康保険税の減免措置を令和4年度も継続されることが国より示されたため、令和4年度分の国民健康保険税までを対象とし、減免期間を令和5年3月31日まで延長するための所要の改正を行うものです。

施行日につきましては公布の日、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が来る国民健康保険税についてが対象となります。

以上で、議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第4号の内容説明について、健康福祉課主幹、三橋久美子君。

○健康福祉課主幹（三橋久美子君） 議案第4号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の4ページをお開きください。

議案第3号の白子町国民健康保険税条例と同様に、介護保険第1号被保険者の保険料の減免につきまして、令和4年度も継続するものでございます。

施行日は公布の日からで、令和4年4月1日から適用となります。

なお、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第5号ないし議案第7号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） それでは、提出議案の内容説明をさせていただきます。

議案第5号 白子町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、提出議案説明資料

により内容説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

今回の改正は、公共施設に設置する自動販売機の設置及び管理運営を行う事業者を募集するに当たり、使用料を徴収するため所要の改正を行うものであり、改正の概要といたしましては、別表中、白子町公共用財産に自動販売機を追加し、使用料を1台当たり1年につき1万2,000円徴収しようとするものです。

新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

次に、議案第6号 白子町公共施設等総合管理計画の改訂について内容を説明いたします。

総務省より示されております「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂されたことに伴い、平成29年3月に策定した白子町公共施設等総合管理計画について、個別施設計画の策定等に伴う見直しや充実を図るため改訂するものであり、会計後の計画期間は令和4年度から令和33年度までの30年間となります。

改訂後の白子町公共施設等総合管理計画を添付してございますので、ご参照ください。

次に、議案第7号 令和4年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について内容を説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,122万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ49億1,322万7,000円とするものです。

初めに、地方債の補正について申し上げます。

4ページをお開きください。

今回の補正は、庁舎整備事業債200万円を追加するものです。起債の方法、利率及び償還の方法については、4ページ記載のとおりとなります。

続いて、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

10ページをお開きください。

2款総務費、1項5目の財産管理費は、庁舎LED改修工事設計業務委託料として231万円を追加するものです。

6目の企画費は、総合計画策定業務委託料を242万円減額し、同額を男女共同参画推進計画策定支援業務委託料として組み替え、追加するものです。

11ページをお願いします。

9目情報化推進費は、国におけるマイナポイント事業の申込支援の期間が延長されることに伴い、会計年度任用職員の給料等人件費関係280万4,000円などを追加するものです。

13ページをお開きください。

3款民生費、2項2目の児童福祉施設費は、関保育所の配水管施設整備工事費として109万6,000円を追加するものです。

3目児童措置費は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金550万円と、給付のための経費及び返還金を合わせた852万2,000円を追加するものです。

14ページをお開きください。

子育て世帯等臨時特別支援事業費過年度返還金については、事業費確定による返還金261万4,000円を追加するものです。

15ページをお願いします。

4款衛生費、1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、集団接種看護師等派遣委託料199万9,000円、小児接種医療機関支援金212万3,000円など、合わせて751万9,000円を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業として、新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,587万2,000円を追加するものです。

16ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費は、地域農業担い手支援事業補助金600万円を追加するものです。

17ページをお願いします。

6款商工費、1項3目観光費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により著しく落ち込んだ観光需要の喚起を図るためのクーポン事業として、宿泊施設復興支援事業補助金2,000万円を追加するものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページにお戻りください。

15款国庫支出金、1項2目の衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金2,587万2,000円、2項1目の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,688万1,000円、2目の民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金550万円及び事務費補助金120万円を合わせた670万円、3目の衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金751万9,000円を追加するものです。

16款県支出金、2項1目の総務費県補助金は、マイナポイント事業費補助金300万2,000円を追加するものです。

8ページをお願いします。

22款町債、1項5目総務債は、先ほど説明しました庁舎整備事業債200万円を追加するものです。

なお、22ページ以降に給与費明細書を添付してありますのでご参照願います。

以上で、議案第5号ないし議案第7号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) これは、今回、この条例が延長されたことによるものなのですが、コロナの影響による、これ国保税の減免ということなのですが、これは申請減免なのか、それとも所得に応じて減免されるものなのか伺いたと思います。

○議長(酒井良信君) 税務課長、北田和弘君。

○税務課長(北田和弘君) こちら、申請による減免となります。よろしく願いいたします。

○議長(酒井良信君) 14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) そうしますと、これは前年度で何人ぐらいの加入者の方が申請したのか、それから申請された方々は全員減免対象になったのかどうか伺います。

○議長(酒井良信君) 税務課長、北田和弘君。

○税務課長(北田和弘君) 昨年の数字、今手許にございません。ただ、今後、また申請いただいてやっていきたいと思っております。

○議長(酒井良信君) ほかに質疑ございませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。



14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） これもやはり国保と同じように、保険料を減免されたのは何人ぐらいいたのか。また、介護保険というのは年金から天引きされている方というのもいらっしゃるんですが、そうした場合にはどういう状況になるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課主幹、三橋久美子君。

○健康福祉課主幹（三橋久美子君） 市川議員の質問にお答えいたします。

令和3年度の申請者は4名となります。全員の方が減免されております。やはり申請主義になりますので、年金から天引きの方についても減免の申請をしていただいて、それから還付になると思われま。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑がありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町使用料条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 4点ほどお伺いをし、後ほど1点ほど要望事項として提出をさせていただきますけれども、まず、この議案について、議会の承認の前に募集要項が出された理由をお伺いいたします。実際に使用料条例ですので、今日の時点で承認がされなければ、1万2,000円という募集要項には記載できなかったのではないかとというふうに考えるんですが、この見解について伺います。

それから、自動販売機の設置の必要性について伺います。

そして、関連での質問としてお許しをいただきますが、これまで設置をされていた自動販売機、ふれあいセンターは除きますけれども、町ではこの設置については違法性はないとの判断をされましたけれども、この必要とされていたものが撤去された理由と、次の設置まで約3か月以上かかることとなりますけれども、この理由について伺います。

これらの後に、要望事項として1点出させていただきます。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず第1点の募集要領の件と、2番目については若干関連がありますので、併せてお答えさせていただきますけれども、自動販売機がなくなってから、不便だという声は実は寄せられておまして、今、暑い季節を迎える関係があるので、早めに募集をかけたいというようなことでございます。町長の意見箱等にも、自動販売機をつけてくださいというようなことで要望がございますので、そういうことで我々のほうで、7月になってしまいますので、早めの募集要項をさせていただいたということでございます。

この1万2,000円につきましては、確かにこの条例が成立しないと根拠がなくなってしまうということなんですけれども、この1万2,000円については、実はまず1点目としては、近隣の町村からいろんな参考事例をいただいて設定したというのが1点。それからもう一点は、1日当たりの売上げが実際どのぐらいあるんだというのを想定した上で、5本程度売れるんじゃないかというようなことから、一応最低限度の使用料ということでこちらは設定をさせていただいております。

なお、募集要項を既にご覧になっておるということでございますので、そこにも記載しておりますけれども、利用する方、購入者にもメリットが出るように、希望小売価格より10円程度は下げてくださいというようなことでの募集も行っております。

それから、青少年センターの撤去については、私は詳しい契約は存じていないんですけれども、3月31日で切れたというようなことで撤去されたということでございます。

更新になぜ時間がかかったかということになりますが、役場と青少年センターと、それから、前にもついておりました国民体育館を合わせて業者の応募をするということで手続を行いましたので、時間が若干かかったということでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 実は、募集要項の中に応募申込者の無効というところがあります

けれども、ここに1台につき1万2,000円を下回る価格のものが応募した場合には無効となるというふうに書いてありますけれども、もしこの場で議員の方々が、1万2,000円はまだ安いんじゃないか、あるいは高いんじゃないかということでこの価格を変更させた場合、この募集要項自体に問題が生じるということになりますけれども、これについての見解をお伺いします。

それから、1点聞き忘れてしまいました。公募物件の内容、一体自動販売機をどこに何台置こうとしているのかという、その公募物件の内容について、記載が別というふうに書いてありますので、これについてお伺いをします。

それから、関連での質問ですけれども、まず答えていただきたいのは、違法性はないというものが撤去された理由が述べられておりませんでしたので、この理由を明確にお伺いします。必要とされていたものが、町民の中で、あってくださいというような意見箱でも出たものが、町は既に設置をされていて、もしいろんな部分で募集要項が変わるということであれば、その残存期間まで何とか置いてくれないかというふうな要望が出て不思議ではないのかなというふうに思うんですけれども、この辺についての見解をお伺いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、募集要項、この金額についての疑義ということでありまして、これが成立しなければ、募集要項はやり直しということになるというふうに理解しております。

（発言する者あり）

失礼いたしました。

公募の物件数なんですけれども、役場の庁舎に2台、国民体育館のところに1台、それから青少年センター1台、合わせて4物件の募集を行うものでございます。

それから、3点目の青少年センターの自動販売機につきましては、これは先ほども申し上げましたけれども、令和4年3月31日で契約が切れたというようなことで撤去になったということがございます。契約の更新がなされなかったということで、それについては事業主から撤去するというような申出があったということでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 青少年センターについては、きちっとした契約書がありますし、毎年契約更新がされていまして、使用料もしっかりと払われているというのは理解していま

すが、そのほかに、実は問題になっていた部分ですけれども、庁舎内に2台とそれから国民体育館のところ、これについても撤去しましたよね。

だから、これが要は必要とされているもの、町が違法性はないという判断をしたものがいつの間にか撤去されていた、そののされた理由ですよね。町が撤去すると言ったわけではないはずでありますし、事業者が事業の完了を自ら望んで行われたものなのか、これについて、違法性はないのだから、次の使用料条例を起こされるまでに延長してくれないかという要望が出せなかったのかということをお聞きしているんです。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） じゃ、お答えします。

違法性がないとかあるとかということは、一応町の見解としては、当初この設置自体の違法性とかそういうことであったわけですから、それは当白子町の顧問弁護士の見解としてそういうことが出たわけでございますので、それがあつかないかは最終的な判断で、判断といひますか、場合によっては訴訟の段階で決定がされると思ひます。ですから、その件については、全てが違法性がないという見解は、白子町の見解ではありません。

それと、この案件に関しましては、設置していた職員がいたわけですね。この設置の経緯というのは皆さんもご存じだと思ひますけれども、名前を言ったらいけなひんですけれども、移転対象となつた食堂の18平米の土地があつたわけでございます。これが、ここの橋の架け替えに伴つて、それが移転したわけなんですけれども、それが最終的に売買交渉が成立しないで、結局、売買交渉が成立しなかつたことによつて、それを町が借りた形になつて、それをその食堂に貸与したという、そういう論法になつていひるわけですね。

ですから、それがこの間、土地売買で終わったわけでございますので、それで契約がなくなつたから撤去したという、そういうことだというふうには私に解釈していひます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは要望としてですけれども、まず、今、町長がおつしやつた中に、判断は顧問弁護士の判断であると。しかしながら、顧問弁護士の判断が町の判断であるというような発言もなさつていひますので、顧問弁護士だけの判断ではないはずで、これを受けて、町は町の判断としてお答えを出していひるというふうには私は理解しておるんですので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、要望として、今出されていひる自販機に関わる住民監査請求の内容、それから、ふれあいセンターに設置されていひる自動販売機の使用料に係る開示

請求、これらについて、ぜひとも議会の我々も共に理解を進めるために、議員協議会等での説明を求めたいと思いますが、この見解について伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） この問題については、やはり住民監査請求という形が出てきたわけでごさいます、それに対して監査委員が判断する、その前にいろいろこちらで、町としてどうのこうの言うのは控えなければいけないわけでごさいます。

ですから、今回の住民監査請求がどういう形になるか、今日が期限だという話は聞いていますけれども、それで仮に却下されたらもう最終的には、そこに住民訴訟という形が出るわけだと思うんですね。そうなった場合、じゃ、その訴訟が起きて、それで最終的な裁判所の判断、これが最終的なものだと思いますので、その間に議員協議会でその内容を説明するとか、そういうのはもうある面では、監査請求とか訴訟という形になってしまえば、これは町がどうのこうの説明するものじゃないというふうに私自身は思っておりますので、そういうことをご了解いただきたいと思います。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 一つ確認をしますけれども、訴訟になった場合に訴訟を受けるのは町ですよ。個人ではないですよ。

（そうですと呼ぶ声あり）

はい。ということで、じゃ、それはしっかりと受け止めて、その結果が出次第の中で、こうこうこうだったという説明を受ける側、訴訟を受ける側は町ですので、町についてはこれについての報告義務は当然あるだろうというふうに、議会への報告義務ですけれども、あるだろうと私は理解しますので、これについての説明会を求めるのと、それからもう一点、今出されているふれあいセンターの開示請求の件、これについては、開示請求ですが、この辺の内容について、議会のほうへの説明は可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 開示請求のふれあいセンターの件に関しては、今結果がほとんど出ておりますので、説明を求められれば説明したいと思います。

以上です。

（議員協議会等で説明を求めますということですのでお願いします。以上ですと呼ぶ声あり）

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町公共施設等総合管理計画の改訂について質疑を行います。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

11番 大多和正之君。

○11番(大多和正之君) それでは、1点伺います。

14ページの子育て支援生活給付金550万とありますが、先週の火曜日の新聞の折り込みに、白子町のスーパーハヤシが閉店するというような情報が出ていました。そこで先日、若い家族のお母さんと話して、あそこのスーパーがなくなると非常に困ると。現在、今、町ではどのような対応をしているか、その辺1点伺います。

○議長(酒井良信君) 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

スーパーハヤシさんが撤退するというようなお話でございますけれども、実はその交渉先がでございます。ここで名を明かすことはいたしませんけれども、その交渉先に対して、先日、今週の月曜日ですけれども、町長名で、撤退されてしまいますと、いわゆる買物難民等の問題があって非常に困るというようなこと、それからまたスーパーハヤシの今ある位置、あのかいわいには県道茂原白子バイパスが整備される予定であって、今後発展が見込めると。ですのでぜひそのまま残していただきたいというようなことで要望をさせていただきました。

16日、恐らく昨日ですけれども、ハヤシと先方での協議がなされていると思います。ただし、その結果については、先方企業の役員会、そういった執行部の了解、そういったものを得ないと、こちらに回答することは困難というふうに聞いておりますので、いましばらく結果には時間を要するのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、今の説明で分かりましたが、あそこが本当になくなると非常に、この白子町だけじゃなくて近隣も不便に感じている人が多くいると思うので、ぜひ町長、またその相手先に直接伺って、あそこで何かお店を開店していただくよう要望いたしまして、お願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにございせんか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 1件お伺いしますが、これは県民割の話だと思うんですけれども、17ページの商工費の中の観光費の部分ですが、宿泊施設の復興支援事業のところですが、この対応している本町の事業者数をお伺いします。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 大多和秀一議員のご質問にお答えいたします。

原則としては、町内の旅館業の免許を取得されて宿泊施設等を経営されている施設事業者の方全てが対象になっております。

以上です。

（幾つあると呼ぶ声あり）

町内のホテルのほうで14事業者19施設、民宿等については4施設となっております。

（了解ですと呼ぶ声あり）

ほかに質疑ございますでしょうか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎報告第1号～報告第4号の上程、説明

○議長（酒井良信君） 日程第11、報告第1号 令和3年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてないし日程第14、報告第4号 令和3年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について報告を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 報告第1号 令和3年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度白子町一般会計歳出予算を次のとおり繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月10日提出。白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

報告第2号 令和3年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書について。

令和3年度白子町一般会計歳出予算事故繰越を次のとおり繰越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和4年6月10日提出。白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。



続きまして、報告第3号 令和3年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について。  
地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき令和3年度白子町ガス事業特別会計予算を次のとおり繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月10日提出。白子町長、石井和芳。

これはガス事業所長から内容説明をいたします。

報告第4号 令和3年度白子町ガス事業特別会計事故繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づき令和3年度白子町ガス事業特別会計予算を次のとおり繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月10日提出。白子町長、石井和芳。

こちらもガス事業所長から内容説明をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 報告第1号 令和3年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明いたします。

本件につきましては、令和4年3月の第1回議会定例会におきまして、年度内の事業完了が困難として繰越明許の承認をいただきました事業について調整を行い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、繰越計算書に従いまして説明いたします。

1款議会費、1項議会費、議会インターネット中継事業290万9,000円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応すべく、3月補正で計上し翌年度に繰り越したものですけれども、既に事業を完了いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、公共的空間安全・安心確保事業238万5,000円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応すべく、3月補正で計上し翌年度に繰り越したものです。令和5年3月末の完了を予定しています。

同じく総務管理費、休養施設跡地利用計画事業500万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応すべく、3月補正で計上し翌年度に繰り越したものです。令和5年3月末の完了を予定しています。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム改修事業330万円は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金に対応すべく、3月補正で計上し翌年

度に繰り越したものです。令和5年1月末の完了を予定しています。

2款総務費、4項選挙費、選挙管理委員会事務運営事業180万4,000円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応すべく、3月補正で計上し翌年度に繰り越したのですが、既に事業を完了いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業8,346万8,000円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応すべく、3月補正で計上し翌年度に繰り越したものです。令和5年3月末の完了を予定しています。

6款商工費、1項商工費、ポイントカード推進事業300万円、おもてなしのまち推進事業1,800万円及びDMO支援事業600万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応すべく、3月補正で計上し翌年度に繰り越したものです。令和5年3月末の完了を予定しています。

7款土木費、2項道路橋梁費、町道107号線道路改良事業4,449万3,000円は、国の社会資本整備総合交付金に対応すべく、昨年12月補正で計上し翌年度に繰り越したものです。令和5年3月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業3,396万5,000円は、一部の橋梁が工事中であったため年度内完成が見込めず、翌年度に繰り越したものです。本年12月末までの完了を予定しています。

8款消防費、1項消防費、避難所安全確保事業256万7,000円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応すべく、3月補正で計上し翌年度に繰り越したものです。本年7月末の完了を予定しています。

12事業合わせた翌年度繰越額の総額は2億689万1,000円となり、その財源内訳は表に記載のとおりとなります。

以上で繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

続きまして、報告第2号 令和3年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

令和3年度一般会計におきまして、年度内に事業完了ができなかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越により繰越しせざるを得なくなりました事業について報告するものです。

8款消防費、1項消防費、緊急避難施設整備事業9,682万円は、工事現場で使用する土砂の入手に時間を要し、年度内完成が見込めない状況となりましたので、翌年度に繰り越した

ものです。令和5年3月末の完了を予定しています。

以上で事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 報告第3号及び報告第4号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 報告第3号 令和3年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

この報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく繰越しにつき、同条第3項の規定により報告するものです。

それでは、次ページの繰越計算書に従いましてご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、町道204・2037号線供給設備整備事業。令和3年度の予算計上額3,498万円のうち、本管等の入替えと仮復旧までの費用1,562万1,000円が年度内に完了し、舗装本復旧費用に当たる1,776万3,000円が年度内に完了できなかったため、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越ししたことを報告するものです。

繰越しの理由といたしましては、まん延防止等重点措置の影響により資材調達等の工程調整に時間を要したためでございます。

なお、舗装本復旧は1か月以上の転圧期間が終了し、4月下旬に事業は完了しております。

以上で地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく繰越しについての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第4号 令和3年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書についてご説明いたします。

この報告は、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づく繰越しにつき、同条第3項の規定により報告するものです。

それでは、次ページの繰越計算書に従いましてご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、町道3023号線供給設備移設事業。令和3年度予算計上額300万3,000円、不用額を除いた262万8,000円の全額が4年度へ繰越しとなります。

繰越しの理由といたしましては、長生農業事務所で発注済みであります白瀧北地区排水路護岸拡幅工事との同時施行の予定でありましたが、関係機関との調整に時間を要し、ガス事業の契約済み工事を執行できなかったためでございます。

なお、今後の工事予定といたしましては、長生農業事務所との調整もありますが、稲刈りの終わる秋以降を予定しております。

以上で、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づく繰越しについての説明を終わらせていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上、地方自治法施行令第146条第2項等の規定により報告されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。  
これをもって令和4年第2回白子町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時23分